

令和4年度茨城県入札監視委員会第3回定例会議

日時 令和5年2月8日(水)

13:28~17:10

場所 県庁11階

経営事項審査会場

(資料確認等は省略)

○委員

それでは、早速1番目の事案につきまして、土木部の××課のほうから、ご説明をお願いします。

○説明者

××課の××でございます。よろしくお願ひいたします。

着座にてご説明をさせていただきます。

まず、1件目の案件でございますが、当課で発注いたしました主要地方道××線の××橋、そのP1橋脚の耐震補強工事につきまして、審議事案説明書をご覧いただきながら、ご説明申し上げたいと思います。

まず、1ページをご覧いただきたいと思います。

入札方式につきましては、総合評価方式による一般競争入札でございます。

工事名、02国補×××号、ほか1本合併、××橋(P1橋脚)耐震補強工事でございます。

工事種別は土木一式工事で、工事場所は、主要地方道××線、××市の××でございます。

なお、29ページに位置図をつけておりますので、ご覧いただければと思います。

その図面上の赤丸の箇所が、今回の工事箇所となっております。

橋梁耐震補強工事につきましては、災害時の救急活動や復旧支援活動を支えるために、緊急輸送道路上の橋梁、鉄道をまたぐ跨線橋、高速道路をまたぐ跨道橋につきまして、大規模な地震でも、軽微な損傷にとどまり、速やかな機能回復が可能となるよう、対策を行う工事でございます。

1ページに戻っていただきまして、工事概要でございますが、橋梁耐震補強工事、橋脚巻立て補強工1基、ポリマーセメントモルタル工法、厚さ123ミリ、面積76.7平米、鉄筋工、使用鉄筋、異形鉄筋径16ミリから25ミリ及び51ミリ、重量といたしまして、8.18トンでございます。河川仮締切工、これは、鋼製パネル式の仮締切工でございます、1式でございます。

次に、入札参加資格でございますが、本工事は、2者の特定JVの工事として発注させていただきます。

まず、代表構成員についてでございますが、1点目が、令和3年度・4年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登載されました土木一式工事の格付がS等級であり、かつ同名簿に登載された総合点数が1,200点以上であること。

2点目が、県内に建設業法に基づく主たる営業所(本店)があること。

3点目が、過去10年間に、国内で、同種工事または類似工事を元請として竣工した公共工事の実績があることとしております。

同種工事としては、橋脚巻立て工法による橋梁耐震補強工事、類似工事としては、橋梁下部新設工事または同種工事以外の橋梁下部耐震補強工事としております。

次に、代表構成員以外の構成員についてご説明いたします。

1点目が、令和3年度・4年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登載されました土木一式工事、格付がSまたはA等級であること。

2点目が、××所管内に建設業法に基づく主たる営業所（本店）があること。

3点目が、土木一式工事において特定建設業の許可を受けていることとしております。

その他、本工事に係る設計業務等の受託者または受託者と資本もしくは人事面において関連がある者でないこととしております。

また、入札参加資格設定の経緯及び理由でございますが、一級河川××川をまたぐ××橋の橋梁耐震補強工事でございますが、現道上の橋梁において工事を実施するとともに、河川区域内の工事でもあることから、安全管理や周辺環境への配慮、工程管理など、施工業者の技術力を確保するため、企業の実績や技術力など価格以外の要素を含めて落札者を決定する総合評価方式の一般競争入札として執行いたしました。この資格要件によりまして、応札可能業者につきましては57者ございました。

総合評価方式の評価項目及び評価基準につきましては、資料の21ページから23ページに記載しております。

次に、1ページにお戻りいただきまして、入札の経緯及び結果でございます。

令和3年5月19日に入札公告を行いましたところ、4JVから入札参加資格確認申請がございまして、参加資格を確認した結果、全て参加資格ありと確認されました。

同年7月1日に開札した結果、参加資格が確認された4JV全員が入札に参加いたしました。

入札結果につきましては、2ページをご覧くださいと思います。

入札価格と価格以外の評価を総合的に評価しまして、評価値の一番高い者を落札者としております。

その結果、評価値の第1位である×××特定JVと契約を行いました。

予定価格は、税抜き2億6,794万円、これに対しまして、入札金額は、税抜き2億5,500万円で、落札率が95.1%、評価点が114.5点、これらを基に算出した評価値が4.49となっております。

なお、各評価内容につきましては、26ページに記載のとおりでございます。

次に、27ページをご覧くださいと思います。

変更契約の内容についてご説明いたします。

工事着手後に、××川の水中部にございまして橋脚基礎の潜水調査をいたしました。その結果、基礎フーチング上面に、コンクリート塊など付着堆積しておりまして、撤去しないと、橋脚補強のための鋼製パネルを設置することができないことがわかりまして、その堆積物の撤去、それとその撤去した堆積物の処分工一式を追加いたしました。以上によりまして、税込み383万9,000円、率にしまして1.3%の増額変更を行ってございます。

次に28ページの工事成績評定結果でございますが、評点は84.1点でございます。

以上、簡単ではございますが、審議事案の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員

ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、委員の皆様から、ご質問とかご意見ありましたらどうぞ。

○委員

この工事は、JV工事ということですが、JVにする基準みたいなものを教えてください。

○説明者

茨城県の特定制建設工事共同企業体入札参加資格審査要領がございまして、その中で、土木工事におきましては、請負金が5億円以上の工事、または橋梁耐震補強等の特殊技術を要するもので、請負金が1億円以上の工事につきまして、JVを結成することができるとなっております。

今回ご説明いたしました橋梁の耐震補強工事につきましては、2億円未満程度の規模では一般的な工法も確立されておる状況でありますので、難易度は高くないことから、2億円までを単体発注としておりまして、今回の工事は、2億円以上ということもありまして、JVとして発注させていただきました。

○委員

ほかに特になければ、この程度といたします。どうもありがとうございました。

2番目の審議案件で、××課さんのほうからご説明をお願いいたします。

○説明者

××課の××でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

着座にて失礼いたします。

2件目の案件、××課で発注いたしました××川調整池洪水吐施設工事について、審議案説明書などに基づきましてご説明を申し上げます。

初めに、1ページをご覧ください。

入札方式につきましては、総合評価方式による一般競争入札でございます。

工事名は、02国補×××号、××川調節池洪水吐施設工事でございます。

工事の種別は土木一式工事でございます。

工事場所については、25ページの図をご覧ください。赤丸の箇所、一級河川××川、××市××地先でございます。こちらは、××市役所の南側の1キロぐらいのところ当たるところでございます。××川は、上流域に××市の市街地を抱えており、近年多発する局地的豪雨により、家屋の浸水被害が発生していることなどから、最下流部に当たる××川合流部から順次河川改修を進めてきたところでございますが、令和元年度からは、最上流部においても、大規模特定河川事業、いわゆる国の補助事業でございますが、これにより調節池の整備を進めているところでございます。

26ページの調節池の平面図のほうをご覧くださいと思います。

市街地に隣接した最上流部で洪水を調整して放流し、下流部の洪水流量の低減を図るため、整備を行うものであり、薄い水色で着色の部分に水をためる計画でございます。

なお、ここにつきましては、平常時は××市が管理する公園として利用されております。

本工事で整備を行いましたのは、図の赤点線で囲んだ箇所は洪水吐施設の一部で、調節池内にたまった水位が一定以上になった際に、青の実線の放流施設とは別系統で水を流す施設でございます。

続いて、27ページの平面図と28ページの一般図もご覧いただければと思います。

赤く着色しているところが、今回の工事箇所になります。本工事では、28ページの下縦断図になりますが、そこにある斜流部、これは水の流れ落ちるところでございます。それから、減勢部と申しまして、水の勢いを抑えるところ、この整備をいたしました。

1ページにお戻りいただきまして、工事の概要でございます。

洪水吐が全体で約245メートルございますが、今回は、そのうちの延長46.8メートル、内側の断面は幅20メートル、高さ5.4メートルから9.65メートルございます。そして、床掘りですが、1万3,800立米、本体のコンクリートが3,728立米、仮設工1式でございます。

なお、工事起工概要書及び工事数量総括表は、5ページから7ページにかけて記載のとおりでございます。

続きまして、入札参加資格、1ページでございますが、本工事では、いわゆる特定JV、2者による特定建設工事共同企業体を入札の対象とし、全ての構成員が土木一式工事について、特定建設業の許可を受けていることとしております。

次に、代表構成員についてでございます。

1点目が、土木一式工事について、平成31・32年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登載された格付がS等級であること。

2点目が、茨城県内において、平成22年4月1日から令和2年3月31日までの10年間に竣工した工事のうち、同種工事、または類似工事を元請として施工した実績があること。なお、同種工事とは、カルバート工、コンクリート量で100立米以上、それから、断面内高さが2メートル以上の工事を指しております。類似工事では、コンクリート擁壁工、高さ2メートル以上の工事でございます。

3点目が、1級土木施工管理技士の資格を有する者またはこれと同等以上の資格を有する者、監理技術者にあつては監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者、代表構成員と3か月以上の雇用関係がある者、のいずれの条件も満たす技術者を本工事へ専任で配置することとしております。

4点目が、茨城県内に建設業法に基づく主たる営業所（本店）があることとしております。

続きまして、2ページをお願いいたします。

代表構成員以外の構成員についてでございます。

1点目が、土木一式工事について、平成31・32年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登載された格付がS等級、またはA等級であること。

2点目が、1級土木施工管理技士の資格を有する者またはこれと同等以上の資格を有する者、監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者、当該構成員と3か月以上の雇用関係がある者、のいずれも満たす技術者を本工事の専任で配置することとしております。

3点目が、××所管内に建設業法に基づく主たる営業所（本店）があることとしており

ます。

次に、入札参加資格設定の経緯及び理由でございます。

本工事は、大規模なU型のコンクリート構造物工事であり、隣接工事との工程調整が必要なことに加え、技術力を求められる構造物であることから、工程、施工品質の確保を図るため、企業の工事経験等に基づく実績を評価対象とし、価格以外の要素を含めて落札者を決定する総合評価方式の一般競争入札として執行いたしました。

この資格要件による応札可能業者は、代表構成員で50者、代表構成員以外で47者ございました。

総合評価方式による評価項目及び評価基準につきましては、19ページから20ページに記載のとおりでございます。

次に、入札の経緯及び結果でございます。

令和3年1月21日に入札の公告を行いましたところ、3JVから入札参加資格確認申請がございまして、参加資格を審査した結果、3JV全てが参加資格を有していることが認められました。

なお、入札公告は、8ページから18ページに記載のとおりでございます。

3ページをご覧ください。

参加資格を認められた3JV全てが入札し、令和3年3月5日に開札をいたしました。

4ページをご覧ください。

入札の結果でございます。

入札価格と価格以外の技術力等を総合的に評価し、評価値の一番高い者を落札者としております。

その結果、×××特定JVと契約をいたしました。

予定価格は、中段より上に記載のとおり、税抜き2億2,455万円、これに対しまして、入札金額は、表の番号1になりますが、税抜き2億2,400万円、評価点が113.5点、これらを総合的に評価した評価値が5.066となっております。

なお、この各評価内容については、22ページに記載のとおりでございます。

次に、23ページをお願いいたします。

変更契約の主な内容についてでございます。

1つは、工事着手前に行った現地の測量結果を基に、作業上必要となる床掘りを1万7,100立米に増やしたものでございます。

次が、切土を行ったところ、のり面から湧き水が発生し、土砂が流出したことから、これを防ぐためのり面へのモルタル吹きつけを追加いたしました。

さらに、その発生した湧き水を処理するため、ポンプの排水を行う水替工を追加したところでございます。

これらについて契約を変更したものでございます。

次の24ページをご覧ください。

工事成績評定の結果でございます。

評定点は、下段の5に記載の83.9点でございます。

最後に、29ページをご覧ください。

上の段が着工前、下の段が完成でございます。

以上、審議事案の説明をさせていただきました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員

ありがとうございました。では、ただいまの説明につきまして、委員の皆様から、ご質問とかご意見がございましたら、よろしく願いします。

特にございませんか。

では、私のほうから。今回の入札、応札されたのは3JVで、ちょっと別の事案があって、これ4JVぐらい応札されているのですけれども、大体このぐらいの応札者数ぐらいなのですかね。

○説明者

そうですね、幅は多分あると思うのですけれども、S等級で、全体で50者ぐらいあって、あと近隣ということ考えると、××市だとこのくらいかなと思います。

○委員

あと、入札の結果、4ページですか、最終的な落札率は99.7%ですごく高くて、ちょっと見ますと、この3者ともほぼ同じ、総合評価の前の入札価格なののですけれども、大体こんなものなのですか。

○説明者

予定価格を事前に公表しておりますので、あと最近は、積算システムですね、民間の方が持っているものもかなり精度がよいものになっておりますので、金額的には、ほぼうちではじいているものと同じような形になっております。

○委員

分かりました。

何か、皆様からございませんでしたら、では、この案件はこのぐらいということで、どうもありがとうございました。

3番目の審議案件につきまして、××所さんのほうからご説明、お願いいたします。

○説明者

××所の××でございます。どうぞよろしく願いいたします。

着座にて説明させていただきます。

資料につきましては、お手元のナンバー3の資料となります。

まず、1ページをご覧ください。審議事案説明書でございます。

入札方式は、一般競争入札。

工事名は、02国補×××号、02国補×××号、合併、河道掘削工事（その3）。

工事の種別は、土木一式工事で、工事場所は、一級河川××川、××市××地先でございます。

詳しい位置につきましては、21ページに位置図を載せておりますので、こちらのほうをお開き願いたいと思います。

工事場所につきましては、××自動車道××パーキングエリア近くの一級河川××川でございます。当該箇所におきましては、下流の××線から上流側の××線までの区間、全体延長としまして、9,300メートルの整備を行っております。当該箇所は、その区間の河道

掘削工事となります。河川の幅が狭いことから、本工事において、右岸側を掘削し、川幅を広めたものでございます。川幅を広げることにより、流れる水量が増え、氾濫を防ぎ、流域住民の安心・安全を確保するために実施したものでございます。

次に、22ページの平面図をご覧ください。

図面右側が北となっております。図面の左側が下流方向で、右上から左下にカーブしているのが、××川となっております。工事場所は、赤で着色した部分となります。

工事の内容でございますが、23ページの断面図をご覧ください。

向かって右側を掘削して川幅を広げ、掘削した斜面が崩れるのを防ぐため、斜面の張芝と斜面の下部には袋詰玉石を施工したものでございます。

恐れ入りますが、1ページにお戻りいただきたいと存じます。

上から5番目の本工事の概要でございますが、河道掘削工事、延長L=70メートル、掘削工6,500立米、法面整形工750平米、植生工200平米、根固め工（袋詰玉石）35袋でございます。

次に、入札参加資格については、入札参加資格者名簿に登載された土木一式工事の格付がSまたはA等級であること。

過去10年度以内に、県内において竣工した国、地方公共団体または特殊法人等が発注する河川工事を元請として施工した実績があること。

技術者については、次に挙げる基準を満たす主任技術者または監理技術者を専任で配置できること。

1級土木施工管理技士の資格を有するなど土木一式工事について、建設業法第26条に規定する主任技術者または監理技術者であること。

××所管内に建設業法に基づく営業所（本店）があることでございます。

入札参加資格設定の経緯及び理由につきまして、当該工事は、河川改修の河道掘削工事であり、施工に当たっては、河道内の箇所では流水の影響を受け、気象変化に伴う急激な出水等突発的な事態に対する安全管理や施工・工程管理が重要な工事でございます。このため、当該工事と同等の施工実績を有する者による一般競争方式で入札を実施したものでございます。

応札可能業者数につきましては、過去10年度以内に当××所管内で該当工事を元請として施工した実績の登録を確認した結果、60者が該当しているものでございます。

次に、入札の経緯及び結果につきましては、競争参加申請者は5者で、入札参加者も5者となっております。

落札状況でございますが、予定価格3,797万円、最低制限価格3,374万円に対しまして、入札金額は3,754万円でございます。落札率は98.9%となっております。

続きまして、18ページをお開き願います。

変更契約の内容でございます。

本工事においては、変更理由の欄に記載のとおり、掘削工について、当初の想定よりも掘削土量が減となったことから、掘削土量を6,500立米から5,500立米に変更しております。これにより、変更の見積合わせを実施し、契約額を53万9,000円の減額変更をしております。

続きまして、19ページをお開き願います。

当該工事は、令和4年3月17日に完成となりまして、検査の結果、工事成績評定は74.5

点でございました。

最後になりますが、資料の最後のページ、24ページをお開き願います。

写真につきましては、工事箇所の起点側、終点側の着工前と完成後の状況を添付させていただいております。

以上、簡単でございますが、審議事案の説明とさせていただきます。ご審議のほどどうぞよろしく願いいたします。

○委員

ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、委員の皆様から、ご質問とかご意見ございましたらどうぞ。

○委員

ちょっと考えが間違っているかもしれないのですが、最近、一般競争入札は、総合方式がすごく多いと思うのですが、この件について、総合評価方式を採用しなかった理由は。もしあるのであれば、教えていただきたいと思うのですが。

○説明者

こちらの工事につきましては、工事の内容は、河道の掘削工事ということで、現地を掘削して、のり面に張芝をして、袋詰玉石を置くという単純な工事という形でございます、技術的な難易度がほぼ見込めないということもございまして、経験を重視して、一般競争入札という形での入札とさせていただきます。

○委員

簡単な工事ということですか。

○説明者

技術的なところで、加点の差がつかないというような内容だったものですから、総合評価を採用しなくても、一般競争入札でも差異がないということで、対応させていただきました。

○委員

ありがとうございます。

○委員

ほかには。

資料の7ページを見ると、(10)のところの、とりおりというものですか。

○説明者

この工事は、当日、同様の河川改修工事が3件ございまして、ということで、取りおりという形での入札としております。

○委員

施工場所が違うのですよね。少しずれて。

○説明者

施工場所はずれた場所でございます。

○委員

分割したというのは、何か理由が。とりおりという形にしたというのは。

○説明者

施工時期が、ある程度、河川の場合、出水時期には工事できないということ、渇水期で



しか施工できませんので、それくらいに終わる工事単位で発注という形になりますので、それ以上になってしまいますと、期間内に工事が終わらないということを勘案して、そういう形にさせていただきました。

○委員

分かりました。先ほどのちょっと違う案件なので、一緒になるかどうか分からないのですが、評価点がみんな80点台だったのですけれども、今回の74点でしたか、これはこんなものなのですかね。ちょっと低いのかなというイメージもあったのですが。

○説明者

80点以上取れば、優秀な点数になるかと思えますけれども、この工事の場合は、土砂掘削等で、工事成績は、施工体制ですとか、施工状況、また、出来形、出来栄等を評価して評価するわけなのですけれども、品質管理ですとか、そういった点での加点等がないということがございまして、工事としては十分合格点は加えておりますけれども、優秀という点数までは行かなかつたのかなという結果でございます。

○委員

普通みたいな感じ。分かりました。

ほかには。

なければ、引き続き、4番目の案件についてご説明を。

○説明者

それでは、引き続きまして、資料の4番になります。

まず、1ページをご覧ください。

審議事案説明書でございます。

入札方式は、一般競争入札。

工事名は、03国補×××号、02国補×××号、合併、道路改良舗装工事。

工事の種別は土木一式工事。

工事場所は、一般県道××線、××地内でございます。

詳しい位置につきましては、22ページに位置図を載せておりますので、こちらをお開き願います。

当該箇所の現道は、狭隘で歩道がなく、直角に屈曲している現道に市道が接続するT字路状況であることから、円滑な交通及び歩行者の安全を確保するため、本工事の交差点改良工事による片側の歩道を新設するものでございます。

次に、23ページの平面図をご覧ください。

図面右側が北となります。図面の左上から右上に直角に曲がっている道路が、県道××線でございます。

工事場所は、赤線で立ち上げた引出線の範囲となります。

工事の内容でございますが、平面図をご覧ください。

現道を拡幅する道路改良舗装工事であり、道路の両側にプレキャストU型側溝による道路排水施設、そして、片側による歩道を整備して、歩道と車道の間には、車道境界ブロックを整備するものでございます。

恐れ入りますが、1ページにお戻りいただきたいと存じます。

上から5番目の本工事の概要でございますが、道路改良・舗装工事、延長130メートル、幅員W=9.75メートル、掘削工1,320立米、置換工940立米、下層路盤工1,120平米、上層路盤工1,050平米、基層工1,050平米、表層工568平米でございます。

次に、入札参加資格については、入札参加資格者名簿に登載された土木一式工事の格付がA等級であること。

過去10年度以内に、県内において竣工した国、地方公共団体または特殊法人等が発注する工事、具体的には、現道上において交通規制の下、下層路盤工またはアスファルト舗装工を施工した道路工事を元請として施工した実績があること。

技術者については、1級土木施工管理技士の資格を有する等、土木一式工事について、建設業法第26条に規定する主任技術者になり得る者であること。

××所管内に建設業法に基づく主たる営業所（本店）があることでございます。

入札参加資格設定の経緯及び理由につきまして、当該工事は、現道拡幅工事による道路改良舗装工事であり、通過車両や歩行者等に対する交通規制を伴う安全管理と施工、品質管理が重要な工事でございます。このため、当該工事と同等の施工実績を有する者による一般競争方式で入札を実施したものでございます。応札可能業者数につきましては、過去10年度以内に同事務所管内で該当工事を元請として施工した実績の登録を確認した結果、60者が該当しているものでございます。

次に、入札の経緯及び結果につきましては、競争参加申請者は5者であり、入札参加者も5者となっております。

落札状況でございますが、予定価格3,376万円、最低制限価格2,990万円に対しまして、入札金額は3,300万円でございます。落札率は97.7%となっております。

続きまして、19ページをお開き願います。

変更契約の内容でございます。

本工事においては、変更理由の欄に記載のとおり、現地精査の結果、舗装厚が想定よりも厚く、また、現況道路下に排水構造物が埋設されていたことから、処分料が増加したことにより変更しております。

これにより、変更の見積合わせを実施し、契約額を436万7,000円の増額変更をしております。

続きまして、20ページをお開き願います。

当該工事は、令和4年3月25日に完成となりまして、検査の結果、工事成績評定は78.2点でございます。

最後になりますが、資料の最後のページ、24ページをお開き願います。

写真につきましては、工事箇所の起点側、終点側の着工前と完成後の状況を添付させていただいております。

以上、簡単でございますが、審議事案の説明とさせていただきます。ご審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○委員

ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、委員の皆様から、ご質問とかご意見がございましたら、よろしくお願いいたします。

どうぞ。

○委員

変更契約のところなのですからけれども、変更の理由として、舗装厚が想定よりも厚かったということなのですが、これ、想定できないものなのですか。

○説明者

基本的には、道路台帳図を基として、それを設計の根拠として起工しております。実際に現場に入ったところ、台帳と違った形で、現地の舗装等がなされておりました、そういったことによりまして、当初設計と変わってしまったという状況なものですから、変更をせざるを得なかったということになります。

○委員

同様に、その現況道路下に排水構造物の埋設ということなのですが、これも事前には把握できなかったということなのですか。

○説明者

通常、排水構造物とかの関係も、施工前に調査をして、そういった形での対応、流水の流れ、傾度とかもありますので、そういったことも調査して、提供するものですが、今回は、既にもう使われていない排水構造物が、現道下に埋設されていたということで、想定でき得ないような状況だったものですから、そういった形のものでございます。

○委員

ありがとうございます。

○委員

ほかに何か。

ちなみに、これ、ある程度の誤差だったら、変更とかではなくやってしまうのでしょうか。この厚みとかも。かなり違ったのですか。

○説明者

そうですね。当初は舗装厚5センチ、一般的な舗装という形で5センチを想定していたのですけれども、現場で15センチという形で厚くなっていたものですから、対応いたしました。

○委員

分かりました。

ほかには。では、なければ、この4番目の案件も、これで終わりといいたします。どうもありがとうございました。

○説明者

××所の××でございます。本日は、当事務所の審議案件のご審議、よろしくお願いたします。

着座にて説明させていただきます。

○委員

よろしくお願いたします。

○説明者

それでは、審議案件5番の××橋橋梁修繕工事についてご説明させていただきます。

初めに、資料25ページの位置図をご覧願います。

赤丸で示しているところが、工事箇所でございます。××地域を南北に縦貫する主要地方道××線の××市××地内の工事でございます。

資料26ページの平面図をご覧ください。

図の右側が、××市方面、左側が××市方面でございます。赤く着色している長方形が今回工事を行った××橋でございます。

従前の橋梁は、水色の矢印で示してあるように、右から左に向かって流れる水路に係る橋長4メートルのコンクリート製の橋梁でございました。架設されてから90年以上も経過する古い橋梁でございまして、平成28年度に実施いたしました橋梁の定期点検において、主桁の広い範囲にわたってコンクリートの剥離と鉄筋の露出が見られたことから、修繕の検討を行いまして、今回の工事により、幅2.9メートル、高さ1.3メートルのプレキャストカルバートにて施工したところでございます。

それでは、資料1ページの審議事案説明書をご覧ください。

入札方式は、一般競争入札の総合評価方式でございまして、工事種別は土木一式工事でございます。

続きまして、工事概要でございしますが、プレキャストカルバート工12.0メートル、プレキャスト擁壁工63.5メートル、側溝工（排水フリーム2,000×1,200）40.0メートル、管路工ダクタイトイル（铸铁管）22.0メートル、防護柵工（ガードレール）7メートル、防止柵工（転落防止柵）56.0メートルでございます。

次に、入札参加資格について説明いたします。

入札参加資格要件につきましては、1点目といたしまして、令和3・4年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登載された土木一式工事の格付がSまたはA等級であること。

2点目といたしまして、茨城県において、国または地方公共団体、特殊法人等が発注した同種または類似工事のうち、平成23年4月1日から令和3年3月31日の期間に竣工した工事を元請として施工した実績があることとし、同種工事については、構造物の内側が1メートル以上のカルバート工または管路工を含む道路工事としております。また、類似工事については、カルバート工または管路工を含む道路工事とし、施工規模の条件は付してございません。

3点目といたしまして、一級土木施工管理技士の資格を有するなど、土木一式工事について、建設業法第26条に規定する主任または監理技術者になり得るものを対象工事に専任配置できること。

最後に、4点目といたしまして、××所管内または××市内に、建設業法に基づく主たる営業所（本店）があることとしております。

次に、入札参加資格設定の経緯及び理由でございます。

本工事は、現道上に既設橋梁を撤去し、同じ位置にプレキャストカルバートを新設する工事でありまして、交通量の多い主要地方道を切り回して施工することから、安全、施工の品質を確保するため、業者の施工実績及び経験等を評価対象とする総合評価方式で入札を実施することといたしました。この入札参加資格要件によりまして、応札可能業者数は33者でございます。

総合評価方式の評価項目及び評価基準につきましては、19ページから20ページに記載したとおりでございます。

次に、契約金額でございますが、税込みで6,050万円でございます。

次に、入札経緯及び結果でございます。

令和3年9月13日に入札公告を行いましたところ、3者から入札参加資格確認申請がございました。同年10月8日の開札には、3者とも参加しております。

入札結果につきましては、2ページをご覧ください。

入札価格と価格以外の評価を総合的に評価した結果、評価値の一番高い×××が評価値2.018で落札候補者となりまして、同年10月12日の入札委員会での審議を経て、落札者に決定しております。

予定価格は、税抜きで5,624万円、調査基準価格は、税抜きで4,985万円、これに對しまして、入札金額は税抜きで5,500万円、技術評価点111.0点、評価値2.018となっております。落札率は97.8%でございます。

なお、各評価内容につきましては、22ページに記載のとおりでございます。

続きまして、契約の変更がございますので、資料23ページの変更契約内容の公表と資料の26ページの平面図を併せてご覧ください。

先ほど説明したとおり、本工事の実施に際しましては、交通量の多い主要地方道を切り回すための仮設道路を整備してございます。この仮設道路につきましては、当初、平面図の黄色い着色のような線形で発注いたしましたが、地元の××警察署より、線形の一部を修正するよう要望がございましたので、平面図の緑色、丸印で示したような線形に変更いたしました。これに伴い、表層工138平米、道路土工130立米、それぞれ追加変更し、1,023万円の増額の変更契約としております。

最後になりますが、資料24ページの工事成績評定通知書をご覧ください。

本工事は、令和4年9月22日に完成し、同月29日に検査いたしました結果、工事成績評定は82.5点でございます。

以上、簡単でございますが、審議事案の説明といたします。ご審議のほどよろしく願います。

○委員

ありがとうございます。では、ただいまの説明につきまして、委員の皆様から、ご質問とか、ご意見がございましたら、よろしく願います。

○委員

どうしても定番の質問になってしまうのですけれども、この工事の変更のお話なのですが、まず1つは、結構線形の変更というのが、大きな変更なのかなと、素人ながらするのですが。この緑の丸のように変更するということですので、この場合、その工事だけではなくて、用地買収からは問題は生じなかったのでしょうか。

○説明者

借地として、用地買収についてはございません。

○委員

ないですか。結構大きな変更だと思うのですけれども、金額的にはどうか知らないですが。こういう変更する場合というのは、事前に××警察署ということですので、県の一部といえ部分なのかなという気はするのですが、どのような関係者から、どのような形で、事前に意見を聞いておくというような手続みたいなものは決まっているものな

のでしょうか。

○説明者

当然設計のほうは、我々どもで設計を行います。その次に、警察署との協議をいたしました。机上での協議でございますが、受注者の決定後、今回については、現地で木杭で仮設道路の位置を明示した上で、改めて行方警察署と現地で協議いたしました。その結果、1つ目に、両車線の想定以上の大型車の交通量が多いこと、2つ目に、××市の方面から××市方面に向かう車は、坂を下りながら現場に差しかかるため、想定以上にスピードを出していることなどの2点が確認されたことから、当初の設計を変更したものでございます。

実際については、今回の流れとしましては、事前に机上で協議をし、また、改めて現場で実際の交通量、大型車の今回、現場でかなり大型車が多くて、想定以上に。すれ違いにちょっと危険を感じるというような意見が出たところを、改めて線形を振ったという形を取っております。

○委員

あと、工期の遅れみたいなものは生じましたか。

○説明者

工期のほうは遅れておりません。

○委員

ありがとうございます。

○委員

ほかにございませんか。

参加資格のときの地域設定の問題なのですが、今回の××所管内と××市内と33者にはなっているのですが、その2つに設定した理由というのは、何かありますか。

○説明者

地域要件でございますか。

○委員

はい。

○説明者

今回の地域要件につきましては、7ブロックという考え方があると思うのですが、その中でも、現場は、先ほど説明したとおり、仮設道路に迂回があるということ、手前に坂道があってカーブがあること、また、冬場ということで、凍結なども考慮しなくてはいけないということで、現場以外に、自社のバックアップがやっぱり緊急時に必要だなというような観点から、管内プラス隣接市である××市を加えたような設定をしたということでございます。

○委員

××市を加えたのは、応札数がちょっと広げる感じですか。

○説明者

応札数については、30者を確保するというところでございます。

○委員

本来であれば、××管内のほうは、地域に密着しているからということだけれども、入

札として、応札可能業者数の関係で××市を加えた感じですか。

○説明者

基本的には、そうですね、5,000万円の規模の工事でございますので、

○委員

あ、基本的に2ブロック。

○説明者

はい、2つの事務所管内もあり得るということでございます。

○委員

なるほど。分かりました。ありがとうございました。

ほかに。

なければ、5番の案件は、これぐらいということで、どうもありがとうございました。

では、6番目の案件につきまして、土木部の××課さんのほうからご説明をお願いいたします。

○説明者

××課の××でございます。よろしくお願いたします。

それでは、着席して説明させていただきます。

それでは、××高校エレベーター棟増築工事についてご説明いたします。

まず、工事の場所でございますが、資料の28ページをお開き願います。

資料の中ほどでございますが、案内図のとおり、××線××駅がございまして、駅の西側へ約100メートルの位置に××高校がございまして、同じページの左側、案内図、ピンク色で塗られた箇所が工事対象となります。

工事内容は、令和4年度より××高校に附属中学校が開校し、給食が開始されるのに伴い、配膳室と給食搬送用のエレベーターからなるエレベーター棟を整備し、既存の管理教室棟に増築するものでございます。

それでは、資料の1ページ、審議事案説明書をご覧ください。

工事概要といたしましては、エレベーター棟の増築工事、エレベーター棟と既存校舎をつなぐ渡り廊下の改築工事、既存校舎の改修工事です。なお、エレベーター棟は、構造が鉄骨造で4階建て、延べ面積約177平方メートルです。

次に、入札参加資格及び入札参加資格設定の経緯及び理由につきましては、地域を支える地元業者の受注機会の確保を考慮し、××所、××所、××所管内に本店があり、入札参加資格者名簿で、建築一式工事の格付がSまたはA等級であることといたしました。さらに、入札参加資格者名簿に記載された年間平均完成工事高が予定価格以上であることを設定しました。なお、入札参加資格を決定する際には、応札参加者が30者以上になるよう条件を設定しており、今回の参加可能業者数は32者を想定しておりましたが、入札参加資格確認申請者数及び入札参加資格確認結果は、いずれも5者でございました。

次に、契約金額につきましては、税込みで9,295万円となります。

入札の経緯及び結果につきまして、当該工事の予定価格は、税抜きで8,729万円であり、一般競争入札により入札を実施いたしました。

入札の結果といたしましては、資料の一番下の表のとおり、入札金額8,450万円で、××

×が落札者となりました。最低制限価格以下で入札した者はおらず、落札率は96.8%となっております。

詳細につきましては、資料2ページ、入札結果登録をご覧いただきたいと思います。

続きまして、契約変更につきましては、資料36ページをお開きください。

今回の変更内容は、1、書棚設置工事の追加、雨水浸透ます等の数量変更、3、舗装部分の面積増加の3点でございます。

最後に、工事成績評価結果表につきましては、資料26ページをご覧ください。

工事完成は、令和4年3月15日、評価点は80.5点でした。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員

ありがとうございました。では、ただいまの説明につきまして、委員の皆様から、ご質問とかご意見とかございましたら、よろしくお願ひします。

○委員

前の件でも聞いたのですけれども、一般競争入札ということですが、総合評価方式を採用しなかったのは、何か理由はあるのでしょうか。

○説明者

今回の工事は、1億5,000万円に満たない工事でございますので、それに加えまして、それほど難しい、難易度の高い工事ではございませんので、総合評価方式を採用せずに、通常の一般競争入札で行いました。

○委員

今回工事で、機械設備と一緒に発注していると思うのですけれども、電気設備は、別途発注ということですが、その辺の理由と、あと設計変更で、最終的にその別途発注の電気工事との取り合いが建築工事の部分が、事前調整というか、それがあまりうまくいかなかったのもので、変更が発生したのかというふうにも読めるのですが、そのあたりをちょっとお聞かせください。

○説明者

まずは、管工事及び電気工事については、少額の場合については、建築工事本体のほうにまとめて発注しております。ある程度、今回分離発注した電気のように、額が大きくなりますと、こちらのほうは、分離発注しているというようなことで行っているところでございます。

それから、電気工事の件で設計変更が生じたということは、地中に埋設している電気工事、配線工事等の切り回し工事をやるのに、一度既存の舗装部分を掘りましたと。ところが、図面にある位置に現地の配線がなかったということで、別な場所に配線がなされたということで、掘削した部分で復旧する舗装部分が増えたということで、設計変更が生じたということでございます。

それで、今、ご指摘がありましたように、実際に工事に着手する前に、正確な図面等があれば、このような手戻りのような工事はないのですが、我々が持っていた既存の図面とは、実際は違った施工がされていたということが、今回設計変更が生じた原因ではないかということと考えているところでございます。

○委員



電気が別発注だったのが理由ということではないということですか。

○説明者

ございません。

○委員

分かりました。

○委員

今の点に関して、以前のおりの図面が違っているところというのは、それはなぜそういうことになっているのですか。お手元に、前発注したときの図面があって、そのとおり合格されてというお話だと思うのですが、その状況と違った状況が生じてしまっているというのは、どういう原因が考えられるのですか。

○説明者

最初に、これ新築の頃ではないかとは思いますが、最初に××高校が造られた。そのときの図面とは、現場の状況が違って、どうしても工事がやりやすいとか、原設計どおりでは工事が進まないということがあった場合には、監督員と協議の上に、位置が変わるといことがおいおいあるのですね。それが、図面がその完成形の図面が残っていれば、このような食い違いというのはなかったかと思うのですが、残念ながら、我々の入手した図面の中には、そちらのほうが、資料として残っていなかったもので、原設計、最初にオリジナルとして作られた図面を基に、今回工事の設計をしたというところが、そういう設計変更につながったのかなというようなことでございます。

○委員

そうすると、その前回原設計があって、現場で話し合っていた違うことをやっているという報告は、上がってなかったと、そういうことなのですか。

○説明者

いえ、当然、今、申し上げましたように、工事の最中で変更が生じた場合には、担当である監督員と協議の上変更するので、把握していなかったわけではないのですが、時間のほうも何十年というふうに経過しているので、施設のほうで変更後の図面を保管していなかったのかなというところがあるのかなと思っています。

○委員

変更したら変更したなりに、ちゃんとその発注元に対して報告義務があって、それに基づいて合格を出しているわけだから、やっぱりそこはちゃんと把握してしかるべきだと思うのです。それがなかったがゆえに、今回こういうふうは無駄なことが起きたという話につながってくると思うので、今後、もしそういう事案が生じたときには、その記録の方法とか、保管方法だとか、そういうものについても、きちんと指導されて、原設計図しかなから、そのとおりに信じてやったら違いましたみたいな話がないようにしていただければと思うのですが。

○説明者

委員のご指摘のとおり、施設のほうの管理担当者のほうともよくその辺は連携して、最終形の図面を残して、次の改修工事、建て替え工事等に反映できるようにしたいと思います。ありがとうございました。

○委員

ほかには。

今回の、結構珍しくて、入札参加資格に、同種工事とか類似工事の施工経験が入っていないのは、これはやっぱり特別に学校だからとあって、そういった施工経験が要るようなものではなかったということなのですか。

○説明者

今回の工事は、額として、それほど大きな額ではないことと、それから、先ほども言いましたように、それこそ敷地条件とか、その他もろもろの条件で、難易度が高いものではないので、××課としては、大体こういうような工事につきましては、施工経験のほうは課していません。その代わりとってはなのですけれども、年間工事完成高のほうを予定価格以上ということで条件についてはさせていただいているところです。

○委員

分かりました。あと、その変更の理由のほうなのですが、雨水浸透ますと側溝の数量変更とあるのですが、これは通常だと、大体最初の設計で分かりそうなものだと思うのですが、何か先ほどお話しになっていた、現場が違っていたということなのですか。

○説明者

先ほどの電気と同じなのですが、雨水排水のための配管のほうで、やはり図面に残っていた位置と、それから、実際にあったところが違っていたと。かなり遠く離れていた位置に、実際施工されて埋設されたものですから、今度配管設備を造って、それを既存の配管までに持っていくのに、勾配が足りない、要するに流れないというような状況を現場で把握しましたので、外に雨水を排出するのではなくて、浸透ます、その場で地面のほうに浸透させてしまおうというような方式に変えましたので、そのための雨水ますが増えたということでございます。

○委員

分かりました。

ほかには。

特になければ、この案件はこれぐらいということにいたします。

○説明者

どうもありがとうございました。

○委員

7番目の指名競争入札の案件で、××所さんのほうからご説明をお願いいたします。

○説明者

それでは、私、××所の××でございます。

工事の説明補助者といたしまして、私の右側が××、それから左側が××でございます。どうぞよろしく願いいたします。

着座にて説明させていただきます。

審議事案7の道路事業用地管理工事でございます。

初めに、位置図についてご説明いたします。

10ページをお開きください。

××所が管轄している地域は、この位置図のとおり××でございます。主要基幹道路と

いたしましては、紫色で示した一般国道××号が当該管内中央部を水色で示した一級河川××川に沿って南北に縦走しております。また、中央部の薄赤色で示した区域が、××の中心市街地で、そこから東西に紫色で示した国道××号が横断しております。当所の主要事業といたしまして、現在、この国道2路線などの整備を行っております。特に国道××号××整備事業といたしまして、令和3年度末で事業の進捗率が、事業費ベースで95.1%でございます。これの来年度の全線開通が期待されているところでございます。

次に、当該工事の目的をご説明します。

地震や水害など予期せぬ災害等による工事現場や買収した事業地などを緊急的に復旧するなどのことを目的として、この工事を発注しております。

次に、当該工事の必要性でございます。当該工事は、先ほど説明いたしました国道が2路線で、過去に事業地として買収し、また、道路としての整備を行っていない土地を維持管理することとして、特に田んぼが隣接する土地の除草等を目的とした工事内容となっております。

また、現在、数多くの工事が行われている国道××号××バイパス整備事業で、一級河川××川を渡河することができる唯一の工事用仮設道路の維持管理などを行うことを目的としております。

次に、11ページをお開きください。

現在唯一××川を渡河できる工事用仮設道路でございます。上段の着工前が降雨による××川の水位上昇により破損した工事用仮設道路で、下側には、2日後に復旧完成した写真となっております。

なお、早急に復旧した理由は、この仮設道路を利用して行われております橋梁下部工事の進捗に支障を与えないことが理由でございます。

次に、12ページをご覧ください。

買収した土地の除草で、上段が着工前、下段が完成写真でございます。周辺には、耕作中の田んぼが隣接しているような状況でございます。

それでは、1ページに戻っていただきまして、審議事案説明書をお開き願います。

工事名は、03県単×××号、ほか1本合併 道路事業地管理工事でございます。

工事種別は、土木一式工事でございます。

工事場所は、一般国道××号ほか、××地内外でございます。

工事概要は、道路事業地管理工事N＝1式で、内訳は、除草工A＝1,480平米、大型土のう工N＝200袋でございます。

指名業者は、指名競争入札によりまして、12者でございます。

指名業者選定の経緯及び理由でございます。

指名業者の選定につきまして、標準格付等級に該当する建設業者である者のうち、信用度、具体には、建設業法に基づく営業停止、過去2か年の間に重要な事故がないことや当該工事に対する地理的条件、具体には、現場近くの××に営業所（本店）がございまして、地域の施工特性に精通していることを理由にして選定してございます。また、4つ目の点でお示ししているとおり、事業地の仮設道路等の管理に対し、迅速かつ臨機に対応する能力が求められる工事でございますことから、高い技術力と組織力を有している管内の土木一式工事の格付等級がB等級以上の業者、12者を指名いたしております。

次に、契約金額は、税込みで720万5,000円でございます。

入札経緯及び結果でございます。2ページ目と併せてご覧ください。

入札・見積結果情報閲覧でございます。

指名いたしました12者の見積結果でございます。

予定価格671万円に対しまして、一番高い見積りは、落札結果の最下段の670万円、一番低い見積りは、最上段の655万円でございますので、一番安い×××が落札者となっております。1ページ最下段に示したとおり、落札率は97.6%でございます。

続きまして、3ページから5ページをご覧ください。

3ページが、工事起工概要書、4ページと5ページが、工事数量総括（内訳）表でございます。

6ページと7ページをご覧ください。

指名業者選定理由書（公表用）でございます。

8ページをご覧ください。

当初の契約内容の公表でございます。

9ページをお開き願います。

変更契約内容の公表でございます。

工事の変更概要でございますが、除草面積が増えましたことから、数量及び金額の増額変更を行っております。具体的には、個人宅の車の出入りが、隣接いたします国道××号××バイパスの事業用地に草が生えておりまして、視界が悪くなり、工事車両との接触が危惧されると個人宅の方から苦情がございまして、現場を確認いたしましたところ、苦情内容と現場の状況の一致が確認されたことから、この箇所の除草面積を追加いたしまして、面積を1,480平米から1,680平米に増加いたしました。

また工事用の仮設道路補修におきましては、当初は大型土のう200袋を想定しておりましたが、その状況を確認しましたところ、11ページ上段の着工前の状況が確認されたことから、ズリ（碎石）の土砂の投入に変更いたしまして、通行が可能となった状況でございます。そのため、仮設道路補修N＝1式と変更いたしております。

戻っていただきまして、9ページをお開きいただきたいと思います。

国道××号××バイパス（仮称）、××橋の上部工は、令和3年12月から工事開始するにあたり、この橋梁の真下にあります信号機及び横断歩道を照らします照明灯が障害となることが判明いたしまして、そのため、街路灯の移設ということで、N＝1式を追加したところでございます。

これらの変更により、税込み99万円増額となっております、変更契約を行ったところでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員

ありがとうございました。では、ただいまの説明につきまして、委員の皆様から、ご質問とか、ご意見ございましたら。

○委員

工事の評定点数はつけていないのですか。

○説明者

対象外ですので、点数はありません。

○委員

何が対象外になっていないのですか。

○説明者

草刈りとかそういう河川の除草というのは、そういう評価点の対象とはなっていないという、そういうふうになっていますので、その工事も同様な内容ですので、点数はつけておりません。

○委員

分かりました。失礼しました。

○委員

基本的な話なのですけれども、工事として2か所、工事しました。1か所が新たに土地を手に入れた場所で、その除草をしたと。もう1か所が、大型の土のうを積むということだったのですか。その写真が、最後11ページ、12ページにある、それがそれぞれ2か所の写真ということで、12ページの除草のほうは分かるのですが、11ページのほうは、この土のうを積んだというのは、この下の完了工事の砂利敷きの下に土のうがあるということなんでしょうか。

○説明者

すみません、その辺は、説明不足ですけれども、当初、もしこの仮設道路が壊れたときを想定いたしまして、そのときには、大型土のうを積みまして、この仮設道路を復旧するというので、一応200袋という数字を計上させていただいたところでございますけれども、幸いにして、こうした写真の上段のように、仮設道路の一部が破損しただけということでしたので、大型土のうは使う必要性がなくなったということです。その件については削除させていただきまして、この写真の被害があるところ、下段の写真と比べていただくとお分かりいただけると思うのですけれども、最小限で、ずりを入れて復旧したということです。これが年間通して、もう少し水害がひどい状況ですと、流されたりとかという状況があるのですけれども、この当時は、このぐらいで何とか済んだという、おかげさまで土のうのほうは削除させていただきまして、このズリ（碎石）のほうを投入して補修をさせていただいたということです。ちょっと写真では分かりづらいのですけれども、実際は土のうは使っておりません。

○委員

今のお話は、9ページの変更契約、ここに書いてある、よろしいのでしょうか。

○説明者

8ページには、大型土のう200袋というふうに書いてありますけれども、9ページはそれが削除になりましたので、一応削除の項目は書いてございませんので、記載はございません。

○委員

大型土のうではなくて、仮設道路補修に変わったということですか。

○説明者

仮設道路補修という形で、ズリ（碎石）を入れさせていただいて補修させていただいたということで、ここに大型土のうに代わりまして、仮設道路補修ということで記載させて

いただいているというような状況でございます。

○委員

分かりました。

○委員

どうぞ。

○委員

基本的には、大型土のう分の費用については、普通マイナスになって、その代わりに仮設道路補修費用が計上されるというプロセスを経るのかなと思うのですが、そのあたりは、ここには読み込めない。書かないのですか。何が言いたいかということ、もともと大型土のうということで、その金額が700万円近くという話になったところを、その大半の部分がなくなったわけですね。そうすると、その分が幾ら減って、その代わり、こっちにしたらこうなったという説明がないと、これだとちょっと分からないと思うのです。

○説明者

その辺は、大型土のうの数字を削除という形で記載されればよろしかったのかなと思うのですが、このときは記載がなかったということで、その辺はちょっと今後、注意したいと思います。

○委員

では、一応そういう処理がされた結果の記載ですね。

○説明者

相殺的にされた結果が、削除は記載されずに、この新たに追加された分が、補修という形で書かれているということです。

○委員

そうなったということ。

○委員

ほかにございませんか。

指名業者の選定の関係で、ちょっとだけ教えていただきたいのですが、基本的に、指名業者12者設定されているのですが、ここに選定の条件が書かれていますよね。最初に書かれたもの、この条件に当たった業者は、一応全員指名という感じですか。

○説明者

そうです。

○委員

そうですか。それが12者ということ。

○説明者

そうです。

○委員

ちょっと、すみません、知識が不足で、ある程度、条件としてはっきりしている部分はあるのですが、その現場近くという条件、この近くというのは、何か距離が客観的に大体決まっているのですか。

○説明者

正確な距離というのは決まっておりませんが、各土木管内でも大きさが全然違いますの

で、当所といたしましては、××が基本××で1事務所管轄ということなので、ベースとして、町内の業者というふうに考えています。

○委員

ああ、そうですか。町内であれば近いという。

○説明者

はい。まずはそれからだとは思っております。

○委員

あと、営業停止と指名停止が現在行われていないというのはよく分かるのですが、過去2年以内に贈賄等で指名停止が2度以上または数か月にわたり行われていないとあるのですが、2度以上ということは、1回はいいという感じですか。

○説明者

そういうことになると思います。

○委員

どっちなかで絞る、2年とか、1度とかどっちなかで絞りかけようと、それが2年というのは、そういう、特に短い期間にしてあるということですかね。分かりました。

ちなみに、そういう業者はいなかったのですか。

○説明者

おりません。

○委員

よかったです。

ほかに。

ほかにございませんでしたら、この案件もこのぐらいということで。どうもありがとうございました。

○説明者

ありがとうございました。

○委員

8番目の議案につきまして、総務部の××課さんのほうから、ご説明をお願いします。

○説明者

それでは、よろしく願いいたします。××課の××と申します。よろしくどうぞお願いいたします。

恐れ入ります、着座にて説明させていただきます。

私どもからは、8番目の案件、総務部××課で発注しました××棟××階南西側及び北東側の執務室の間仕切りの新設工事につきまして、ご説明させていただきます。

お手元の資料の1ページをお願いいたします。

入札方式につきましては、随意契約方式で行っております。

工事名は、××棟××階南西側及び北東側執務室間仕切新設工事でございます。

工事種別は、建築一式工事でございます。

工事場所は、××市××、工事対象は、××棟でございます。

工事概要でございます。こちらにつきまして、恐れ入ります、資料の10ページをお願い

いたします。

工事の実施箇所は、××棟の××階の南西側及び北東側の執務室となります。この10ページの図面でいいますと、左上の網掛けの部分が北東側、図面でいいますと、右下側の網掛けの部分が南西側ということになります。

続いて、資料の11ページをお願いいたします。

南西側及び北東側執務室のこちらは平面図となっております。寸法が記載されております箇所、間仕切りの壁を設置いたしました。また、間仕切り壁の新設に伴いまして、天井にありますスピーカーですとか、煙感知器等の設備工事も実施いたしました。

恐れ入ります、資料の1ページにお戻りいただいて、お願いいたします。

続きまして、随意契約の理由でございます。

本工事は、令和4年度の県の組織改編などによりまして、新たに執務室に個室を整備する必要が生じたため、庁舎の執務室に、間仕切りの壁を設置したものでございます。令和4年度の定期人事異動のいわゆる内示が、令和4年3月15日で行われましたことから、新年度の4月1日からの業務開始までの期間が、2週間程度しかございませんで、工事に着手するまでに、庁内での調整や事務処理に時間を要しますことから、工期が十分確保できないおそれがあり、短期間で本工事を実施するためには、レベルの高い技術力を有する業者で、特に××の構造や仕様などに精通する者に発注する必要がございました。

以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定を準用し、×××と随意契約をいたしました。

ただいま述べさせていただきましたように、短期間での工事の実施が必要でありましたことから、茨城県財務規則157条第1項第10号及び同規則解釈及び運用第157条関係第1項第3号の規定を適用し、1者の見積りとしてございます。

契約金額は、税込みで341万円。落札率は93.9%でございました。

続きまして、資料の2ページは、工事の起工概要書、それから、3ページから5ページが工事費の内訳書、それから、6ページは、1者見積りの理由書、7ページ及び8ページは、公表関係の資料、それから、9ページ以降は、平面図及び完成の写真となっております。

以上、審議案件の説明とさせていただきたいと存じます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員

ありがとうございました。では、ただいまの説明につきまして、委員の皆様から、ご質問とかご意見ございましたらどうぞ。

○委員

どうしても気になるのですけれども、これレベルの高い技術って必要なんですか。恐らく、これまでの図面もしっかりしているし、施工した業者だからという理由ではないのだと思うのですけれども。具体的にレベルが高い技術が必要だという説明。

○説明者

総務部××課の××のほうからお答えさせていただきます。

ご質問のありましたレベルの高いというところのご指摘なのですけれども、××のほうで建てたから20年ということもありまして、当時の図面などを現状と比較して、詳細部分



まで精査をしているというような時間もないため、十分にその××の構造や納まりを理解している、そういった業者に発注するという意図のほうが実のところは強く、今回、元施工業者であります×××のほうに工事を発注したというようなところでございます。

○委員

ということは、特段のレベルの高さは、特に重視はしていないということですか。

○説明者

ご指摘のとおり、レベルの高いというところで申し上げますと、間仕切りの新設工事ということもありますので、通常によくある設置工事と言われてしまえば、そのとおりなのかもしれないのですが、××設立当時に間仕切りを設置した業者による構造や納まりの確認などは必要でしたので、今回、元施工の×××に発注したところでございます。

○委員

今の質問と似ている話なのですが、地方自治法施行令第167条にとか、茨城県財務規則157条とか書いてありますけれども、緊急の必要とか、見積書を徴取する暇のないときとか、そういうものに今回は該当するのでしょうかということと。あと、今のお話ですと、どういう改修工事であっても、×××に随意契約をして、過去の話ですね。これまでも、×××と随意契約をして、施工も、改修工事などもしていたのでしょうかというあたりをお聞きしたいです。

○説明者

まず最初のご質問いただきました茨城県財務規則に基づきまして、緊急性の高い工事だったのかということになるのですが、今回、随意契約をさせていただきました理由といたしましては、令和4年度の組織改編に伴いまして、個室の整備が必要になったというところがございますので、それに向けた工事となっております。通常、その内示の発令が、令和4年の場合ですと、3月15日に行われたということもありまして、令和5年4月1日から組織として機能していく上では、個室の整備というのは、3月いっぱいまでの整備が急務でしたので、僅か2週間程度の間、個室の整備だったり、工事に関する調整などを考慮しますと、十分な工期の確保が困難でした。なので、緊急性の高い工事ということで、今回の間仕切り工事のほうは実施させていただきました。

2点目のご質問に移らせていただきたいと思います。過去、×××だけでなく、ほかの地元の施工業者にもご相談させていただき実施させていただいております。

○委員

1点目の話で、緊急性というか、内示があってから工事完了までが2週間ぐらいしかないという話です。実際の話として、その内示があってから、これを発注するというお話なのかと思うのですが、この×××のパネル入れていますけれども、2週間でこのパネルが整うものなんでしょうか。というか、もう事前に×××とかと相談とかして、実際の発注は、3月15日とかそういう頃なんでしょうけれども、もっと前から動いてはいたのではないかと思うのです。そういうことを考えると、緊急性、時間がないので×××にというのが、ちょっとどうなのかなというふうに思います。

○説明者

業者とは内示がいつ出るというところもちょうと不確かな中で、間仕切り工事が内示後の僅かな期間で施工できるかどうかというところなどを確認させていただきながら、対応し

たところでございます。

○委員

分かりました。

○委員

今のお話ですと、大体内示は、そんなにかなり前に出るというものではないので、そうすると、毎回随契の形、今後ですね、ならざるを得ないということになるのかなと思うのですけれども、その点、正式な入札の方法を取るのは時間的に不可能であっても、もう少し競争性といいますか、相見積りを取る業者数を一定数確保するだとか、そういったところの工夫はできるのかなというふうに思うのですが、その点についてはどういう運用だったり、お考えだったりするのでしょうか。

○説明者

お話のありました件につきましては、今後、当課のほうで、検討の上、適正に対応させていただきたいというふうに考えております。ありがとうございます。

○委員

ほかにご意見がなければ、今日出ました委員の皆様からのご意見を今後の発注に生かしていただければと思います。今日はどうもありがとうございます。

それでは、9番の案件につきまして、××所さんのほうからご説明をお願いいたします。

○説明者

××所の××と申します。よろしく願いいたします。

着座にて説明させていただきます。

それでは、審議案件の9番、××所発注の工事名、道路舗装修繕工事その14の説明となります。

初めに、資料の20ページをご覧ください。

対象工事の位置図となります。赤く着色した箇所が、工事を行った××市××地内になります。上に現場の写真正がございしますが、××川の堤防の中段辺りを堤防に沿うように整備されている道路が工事箇所、工事着工前の写真となっております。この県道××線でございますが、××市の国道××号を起点に、××市の県道××線を終点としており、途中で県道××線、国道××号や国道××号などが交差し、また、××川を渡る5つの橋梁が接続しておりますことから、交通量が多い県道でございます。このため、舗装の劣化状況に留意し、その状況を踏まえつつ、舗装の修繕工事を計画的に行っております。

本件の工事につきましては、令和3年7月31日から令和3年11月26日までの契約期間で、延長190メートル区間で工事を実施いたしました。

それでは、資料1ページの審議事案説明書をご覧ください。

初めに、工事概要でございます。

工事延長は、190メートルで、厚さは5センチで舗装を削り取り、新たに5センチの舗装を行うものです。

砕石マスチック（13）とは、最大直径13ミリの砕石が含まれる割合を高めたアスファルト混合物であり、舗装のひび割れやわだちを防ぐ性能を高めた舗装材料です。これにより、1,190平方メートルの面積を施工しますとともに、センターラインや路肩にある外側線など

の区画線、576メートルを新たに引き直しております。

次に、入札参加資格でございますが、令和3年・4年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登載された舗装工事の格付がA等級であること。

次に、平成23年4月1日から令和3年3月31日の期間に、茨城県内において、国、地方公共団体または特殊法人等の発注した道路（街路）舗装工事（路面再生工事を含む）または道路（街路）改良舗装工事を元請として施工した実績があることとして、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合の者に限るとしております。

また、次に掲げる基準を満たす主任技術者または監理技術者を配置できることとして、1級土木施工管理技士または2級土木施工管理技士（土木）の資格を有する等、舗装工事について、建設業法26条に規定する主任技術者または監理技術者になり得る者であること、さらに、××所管内に建設業法に基づく主たる営業所（本店）があることとしております。

次に、入札参加資格設定の経緯及び理由でございますが、当該工事は、工種が少なく、重複せずに施工することができる舗装修繕工事であり、技術的難易度が比較的高くない一般的な工事内容であることから、一般競争入札により実施いたしました。このため、競争参加資格は、路面再生工事を含む舗装工事を元請として施工した実績があることを条件と設定いたしました。応札可能業者数は27者となります。なお、入札参加者は、原則として30者以上ではございますが、災害復旧活動を担うこととなる地元建設業者の健全な育成を促したく、××所管内の応札可能業者のみとさせていただきます。

次に、契約金額ですが、税込みで976万8,000円でございます。

次に入札の経緯及び結果でございますが、入札参加者は6者でございました。落札者は×××で、予定価格は、税抜きで1,023万円、最低制限価格は、税抜きで887万円、入札金額は、税抜きで888万円、落札率は86.8%でございました。

次に、変更契約についてご説明いたします。

資料の18ページ、変更契約内容の公表をご覧ください。

表の下のほう、変更の理由のとおり、この工事においては、現地調査を基に施工する幅、延長を設定した上で施工面積を算定しておりますが、算定した幅員より若干広い箇所があり、実際の面積が設計数量を超えておりましたことから、変更を行ったものでございます。

次に、資料の19ページをご覧ください。

工事成績評定結果でございますが、78.6点でございました。

舗装修繕工事その14の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員

ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、委員の皆様から、ご意見、ご質問等がございましたら、よろしくお願いいたします。

○委員

道路の舗装工事なので、定期的かというと、何年か、何十年かに1回やる話だと思うのですが、先ほどのその地域の業者の健全な育成の観点ということになると、大体毎回応札可能業者数というのは、このぐらいずっと来ていてという形になるのですか。

○説明者

そのとおりでございます。施工実績のある27者ということですので。

○委員

大体もう固定というか、決まっているという状態ですか。

○説明者

市町村などの舗装工事を受注するなどして10年間でその施工実績を収めていただくか、あるいは点数が上がってAランク以上になっていただければ、もっと増えていくのかなというふうに思いますが、現状としては、今年度は27者というところでございます。

○委員

ちょっと関連はするのですが、これも取りおりの方式で、4工区ですか。

○説明者

はい、4工区で発注しております。

○委員

入札条件は同じですかね。

○説明者

ほぼ同じ条件です。

○委員

このようなとりおり形式にした理由というのですかね。

○説明者

舗装修繕ですので、長い時間ではなく、一般交通の影響もないように工事していただきたいということもありますし、実績を多くの業者さんに積んでほしいというふうな考えもございますので、取りおりというようなことで対応させていただいております。

○委員

それで、30者に満たなくてもという理由だったということになるのですね。

○説明者

はい。

○委員

分かりました。

ほかにご覧いませんか。

特になければ、この案件は、この程度ということで。

○説明者

それでは、審議案件の10番になります。道路改良舗装工事の説明をさせていただきます。初めに、資料の28ページをご覧ください。

対象工事の位置図となります。赤い丸で囲われました二重破線の箇所が、工事を行った××市××地内となります。なお、赤く着色された道路が、××線の現道でございます。この××線は、××市の県道××線を起点に、××市の県道××線を終点としておりますが、工事箇所は、××市××地区と××市の××地区を結ぶ延長約1キロメートルの新たなバイパス区間となります。国道××号を補完し、地域間の交流や産業振興を担うことが期待される道路でございます。

本件工事につきましては、令和3年3月18日から令和4年8月5日までの契約期間で、延長452メートル区間の道路改良舗装工事を実施いたしました。

それでは、資料1ページの審議事案説明書をご覧ください。

初めに、工事概要でございます。

工事延長は452メートル、幅員は18メートルで、路床入替は直径40ミリを最大とする再生路床用砕石により厚さ75センチで敷き詰めております。数量は730立米でございます。次のL型擁壁は、延長40メートルを、排水工は延長211メートルを、歩車道境界ブロックは延長322メートルをそれぞれ施工いたしました。次の基層工は、再生粗粒アスファルトにより厚さ5センチ、面積1,860平方メートルを、表層工は、再生密粒アスファルトにより、厚さ5センチ、面積4,430平米を施工しております。なお、基層工と表層工で数量が異なりますのは、先行します工事で、基層工の一部を既に終えていたためでございます。

次に、入札参加資格でございますが、平成31・32年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登録された土木一式工事の格付がA等級以上であること。

次に、平成22年4月1日から令和2年3月31日の期間に、茨城県内において、国、地方公共団体または特殊法人等の発注した同種または類似工事を元請として竣工した実績があることとして、共同企業体の構成員としての実績は、出資率20%以上の場合の者に限るとしてしております。同種工事は、車道の交通規制を伴う高さ1.5メートル以上の擁壁工事かつ車道1層当たりのアスファルト舗装面積が4,000平米以上の道路（街路）改良舗装工事、または道路（街路）改良工事とするとし、実績は同一工事内でなくともよいが、両方とも実績のあることといたしました。一方、類似工事は、その他の道路（街路）改良舗装工事、または道路（街路）改良工事ととしてしております。

また、次に掲げる基準を満たす主任技術者、または監理技術者を専任で配置できることとして、1級土木施工管理技士または2級土木施工管理技士（土木）の資格を有する等、土木一式工事について、建設業法26条に規定する主任技術者、または監理技術者になり得るものであること。

さらに、××所管内に、建設業法に基づく主たる営業所（本店）があることとしております。

次に、入札参加資格の経緯及び理由でございますが、本件工事は、××線の現道区間とバイパス区間を整備する工事で、通過交通を安全に誘導しながら、短期間に正確に進めるため、綿密な関係機関との調整、品質確保、厳しい工程管理と安全管理を必要とすることから、総合評価方式で入札を実施いたしました。応札可能業者数は47者となります。

次に、契約金額でございますが、税込みで7,843万円でございます。

次に、入札の経緯、結果でございますが、入札参加者は6者ございました。落札者は×××で、予定価格は、税抜きで7,862万円、調査基準価格は、税抜きで6,995万円、入札金額は、税抜きで7,130万円であり、落札率は90.7%ございました。

次に、3ページをご覧ください。

入札結果でございます。

入札の決定については、総合評価方式の基準に基づき、入札価格と価格以外の評価点から算出する評価値の一番高い者を落札者としております。

今回は、評価値1位は、×××となりましたが、低入札調査結果に基づき、失格として、評価値2位の×××を落札者としております。

次に、23ページをご覧ください。

総合評価方式に関する評価調書となります。

入札参加者の評価点は、入札公告に示した評価項目を入札参加者がそれぞれ算出した数値をもって、評価値を一旦算出いたします。このうち、評価値の最上位の者の評価点を審査して、落札者を決定するものでございます。

次の24ページをご覧ください。

低入札調査結果となります。

表の4番目、最低価格入札者となる×××に対して、表の一番下、調査結果のとおり、低入札価格調査制度実施運営要領第6条第4項に基づく低入札価格調査判断基準の1、数値的判断基準（1）に該当することから、契約内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるため、非落札者とするとしております。

また、次に、変更契約についてご説明いたします。

資料の25ページ、変更契約内容の公表をご覧ください。

表の下の方変更の理由のとおり、令和3年3月の土木部長通知の特例措置に基づき、増額変更を行っております。

次に、26ページをご覧ください。

再度の変更契約を行っております。

表の下のほう、変更の理由のとおり、現在の県道との交差点2か所に信号機が設置されることに合わせ、道路照明灯の設置と既存の大型標識板の交換を行いますとともに、週休2日を確保して工事を行ったことに対する経費の割り増しや現場環境の改善のための快適トイレの設置費用を増額したものでございます。

次に、資料の27ページをご覧ください。

工事成績評定結果でございますが、80.1点でございます。

道路改良舗装工事の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員

ありがとうございました。では、ただいまの説明につきまして、委員の皆様より、ご質問、ご意見がございましたら、よろしく申し上げます。

どうぞ。

○委員

工期の話なのですが、もともと令和3年3月から工事が始まって、工事完成が令和3年8月ということだったので、2回目の変更契約の中身を見ますと、工事完成の時期が令和4年7月ということで、約1年延びたようなのですが、この辺の経緯というのはどのようなになっているのか、ご説明をお願いします。

○説明者

3点ほどございまして、1点目は、道路掘削を行っているときに、現場から不明な埋設管が出てきました。調べてみますとガス管でございまして、現在使われているというようなことだったので、改めてこのガス管理者と調整をし、移設の可能性について検討させていただきました。これで150日ほどの時間がかかってしまっております。

さらに、この期間中、コロナウイルスがありまして、若干現場で罹患した者があって、少し作業能率が落ちて延びたもの、あるいは、実はこの近接する隣、すぐ道路脇に、納豆工場もありまして、皆さんご存じでしょうか、一時期、納豆が非常にコロナに有効だとい

うことで大変出荷量が多くなって、業者のほうから、工場のほうから、工事の時間を制限してくれというふうな要請がありまして、その辺も多少時間を取りました。

そのため、全体として、ちょっと長い期間を取らせていただくことになったものでございます。

○委員

その工期の変更というのは、変更契約ということにはならないのでしょうか。

○説明者

一応、変更契約という扱いになりますが、ご説明としては、金額の変更というところで、2回やっておいたものですから、そのことだけ説明させていただきました。ですから、都合5回変更をさせていただいております。

○委員

そうですか。金額の変更が発生したのは、この2回ということなのですね。

○説明者

はい、その時点でさせていただきました。

○委員

分かりました。

○委員

3 ページ目の入札結果登録の摘要のところ、下3者が内訳書未確認となっているのですけれども、これはどういう理由でこうなっているのでしょうか、

○説明者

業者を選定するのに、一番上位点からチェックしていくわけですが、落札候補となり得る上位3者までを対象としており、その下の3者については、調査をする必要がないので未確認というふうなことで記載させていただいております。

○委員

ありがとうございました。

○委員

ほかには。

どうぞ。

○説明者

先ほどのご説明で、変更のところ、5回と言いましたが、請負金額のほか、工期の変更契約も含め、都合7回変更させていただいております。先ほど説明いたしました、設計数量や工期変更のほかにも、ガス管の移設協議がまとまって、設計の見直しを行うことになりまして、そのための工期延長と、先ほど信号機の説明をさせていただきましたが、警察のほうから信号機をつけるというふうな最終的な回答がございましたものですから、その辺の調整のためにちょっと時間を取らせていただいたので、都合7回変更させていただいております。よろしく願いいたします。

○委員

この週休2日にしたことは、あまり関係していないのですか。

○説明者

週休2日にしたことは、工期にあまり影響はありません。そもそも受注者の方から、週

休2日にしても工期に影響はないとのことでした。実は、先ほどご説明したとおり、舗装面積のうち一部、半分以上は舗装1層だけを載せるだけの工事で、全体の延長が450メートルもあるものですから、工事自体は150メートル、工事改良自体はその程度でしたので、十分、工期的にはできるかなということで、業者のほうも週休2日ということで、4週7日ということで算出させていただいております。ということで、週休2日というのをしております。正確に4週7日というので、一応認定させていただいております。

○委員

経費割増しと書いてあるけれども、そんなには上がらなかったということですね。これ自体は。

○説明者

週休2日につきましては、178万円増額になってございます。

○委員

人件費。

○説明者

はい。中身的には、やはり労務費、それから機械経費、そういうものが割増し、率を掛けて、乗じております。

○委員

なければ、では、この案件は、このぐらいということで。どうもありがとうございました。

○説明者

ありがとうございました。

○委員

では、11番の案件につきまして、××所さんのほうからご説明を。

○説明者

××所の××と申します。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、審議案件11番、××所発注、道路舗装修繕工事についてご説明いたします。

初めに、資料の26ページ、当該工事の位置図をご覧ください。

この工事箇所は、図面では上が北側になりますけれども、××市を南北に通る一般県道××線で、図面で左右に、これは東西方向になりますけれども、この方向に延びる国道××号との交差点の近くに位置し、交通量が多いことから、舗装の劣化が進み、ひび割れやわだち掘れと申しまして、車両の重さによって、道路の表層に、表面に、溝状の変形の発生が著しいところございました。そこで、国道××号の交差点から北側、上側になりますけれども、ここを1工区と言っていますけれども、この160メートル、それから、南側、下側ですけれども、ここを2工区と言っていますけれども、この80メートル、合計で240メートルについて、舗装修繕工事を実施いたしました。

これらの工区ごとの図面は、次の27ページ、それから、28ページにございます。

工期については、令和4年4月から7月となっております。

それでは、資料1ページ目に戻っていただきまして、審議事案説明書をご覧ください。

入札方式は、一般競争入札。



工事名は、03県単×××号、道路舗装修繕工事です。

工事種別は、舗装工事。

工事場所は、一般県道××線、××市××ほかでございます。

工事概要ですが、当該工事は、傷んでいる従来の舗装を厚さ5センチで削り、これが工事概要の路面切削工になりますけれども、この路面切削の後に新たにアスファルトを同じ厚さ5センチで舗装し直す切削オーバーレイという工法を実施いたしました。工事延長は240メートルで、路面切削工を1,750平方メートル実施いたしました。また、表層工として、北側1工区を再生改質Ⅱ型密粒度アスファルト、Asと書かれているのは、アスファルトの略でございます、1,160平米、それから、南側2工区を再生密粒度アスファルトで580平方メートルを舗装いたしました。なお、再生改質Ⅱ型密粒度アスファルトは、通常のもの、これは、2工区で使用している再生密粒度アスファルトでございますけれども、これと比べて、耐久性に優れており、わだち掘れやアスファルトのよれに強いとされ、北側1工区では、信号待ちで自動車が滞留しやすく、自動車のブレーキと加速により、舗装に負担がかかる箇所なので、こちらを使用いたしました。

最後にセンターラインや路肩にある白い線、この白い線を外側線と言いますけれども、これらの区画線を新たに引き直しております。

次に、入札参加資格です。次の3点でございます。

まず、入札参加資格者名簿に登載された舗装工事の格付がA等級であること。

次に掲げる基準を満たす主任技術者を配置できることとして、1級土木施工管理技士または2級土木施工管理技士（土木）の資格を有する者であるなど、舗装工事について、建設業法第26条に規定する主任技術者になり得る者であること。

それから、3番目として、××市、××市、××町または、及びと書いてあるのですが、これはまたはなので、ここをちょっと訂正させてください。ということで、あと××町に建設業法に基づく主たる営業所（本店）があることとしております。

次に、入札参加資格設定の経緯及び理由です。

当該工事は、アスファルト舗装を施工するもので、一般的な工法である切削オーバーレイ工法で、基本的な工事でありますことから、一般競争入札といたしました。

また、災害発生時における地域の復旧活動等を担う地元建設業の健全な育成の観点などから、××所管内の市と町を地域要件として、先ほどの4市町でございますけれども、そこを設定させていただきました。応札可能業者は20者です。

次に、契約金額です。税込みで1,078万円でございます。

次に、入札の経緯及び結果です。

事前に入札参加者を申請した者が17者、そのうち2者が入札当日までに辞退しており、また、本工事の入札における工事落札者の参加制限があるため、開札当日に本工事の前に開札した工事を落札した1者を無効とした14者が入札参加者でございました。

落札者は、×××で、予定価格は、税抜き1,127万円、最低制限価格は、税抜き980万円、落札金額は、税抜き980万円、落札率は87%でございました。

次に、変更契約についてご説明いたします。

資料の24ページ、変更内容の公表をご覧ください。

変更の理由のとおり、工事発注後、現場を確認したところ、南側2工区において、この

ままだと既設舗装との間で段差が生じ、騒音、振動の原因となりますことから、取り合いを図るため、延長10メートル増やしております。また、施工面積について、当初、標準断面図による幅員を基に設計数量を算出しましたが、現況幅員を精査したところ、県道で幅員が広い箇所やあと××市道の交差部などで、若干広い部分などがあり、実際の施工面積が、設計数量では不足することが分かりましたので、これらをまとめて、面積を110平米増やしました。

次に、資料の25ページをご覧ください。

工事成績評定結果でございますが、78.9点でした。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員

ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、委員の皆様から、ご質問、ご意見等ございましたら、よろしくお願ひします。

○委員

つまらないことを聞いてしまって申し訳ないのですが、3つでくじをやったということなのですが、くじとは、具体的にどういうふうにするのでしょうか。何か合算数とか入力数字とか書いてあるのですけれども、何か機械的にやる仕組みなのですか。

○説明者

電子くじがございます。

○委員

電子くじというのものがあるわけですか。分かりました。ありがとうございます。

○説明者

一応、3桁のそれぞれの会社さんで、3桁の数字を入れてもらうのです。そうすると、あとはランダムに、ブラックボックスの中で1者が決まるというものです。

○委員

勉強になりました。ありがとうございました。

○説明者

なかなか普段分らないことだと思います。

○委員

ほかには。

20者で設定したにもかかわらず、14者も応札されていることも驚きですが、さらにこの入札の内容ですか、見ると、ほとんど低入札価格で、かつほぼ近いデータになっていて、いつも似たような質問をしているのですが、機械である程度算定してくるのでしょうか、そうなってくると、何か一律に低く入札してきた理由というのですか、最初の条件が違うとか何か。どうしてこう皆さん、一律にこんな80%、低応札、低落札率ができたのかなと、ちょっと思い当たるところは何かありますか。条件設定の問題とか。

○説明者

多分、すぐく応札意欲が高い者が多いのかなという気がしているのです。なので、こういう結果が出ているのかなという気はしています。やっぱり、みんなぎりぎりのところに入れてきていて、こういうくじ引き、今回もこの2ページですか、そこにありますけれども、くじ引きになるような感じになるということも多々あるので、すぐく意欲が高いのか

などと思います。

○委員

では、条件設定というの、皆さんが、利益の部分で削りながら応札されているという感じなのですか。

○説明者

はい。

○委員

それはしようがないですね、それでは、分かりました。

ほかに。

なければ、この件もこのぐらいということで、どうもありがとうございました。

では、12番目の審議案件ということで、警察本部の××課さんのほうからご説明をお願いいたします。

○説明者

××課の××でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

××警察署建設工事、その中の機械設備工事についてご説明をさせていただきたいと思っております。

追加で、××警察署案内図をお配りいたしました。参考にご覧いただければと思います。

まず、××警察署整備事業の概要についてでございます。

現在の××警察署、こちら昭和38年に建設されておまして、築60年以上経過しております。庁舎の老朽化、狭隘化の解消、それと利用者の利便性の向上ということで、移設、移転建て替えにより整備するものでございます。

今、新たにお配りした右側に、真ん中の下のほうにある丸いのが、××署、今の××警察署でございます。右の上の四角い赤く囲ってあるところが、新しく建設予定のところでございます。××警察署の整備につきましては、令和3年から令和5年までの3か年事業としまして、本機械設備工事のほか、建築工事、電気工事と工事の区分別に3つに分けて工事契約をしております。敷地面積約8,000平米、鉄筋コンクリート造3階建て、庁舎の延床面積は約2,200平米で進めております。場所は、今、申し上げましたとおりの、こちら、××市内の××地内、××市の××土地区画整理事業、国道××号線沿い、こちらから行きますと、左手になります。そちらに、今現在、工事を進めてございます。

それでは、審議事項説明書に沿ってご説明させていただきます。

まず、工事の概要でございますけれども、××警察署建設工事のうちのこの機械設備部分の工事でございます。庁舎棟、車庫倉庫棟、それと、署長公舎、これが給排水設備、空調換気設備などを設置する工事となります。ご案内のとおり、警察署といいますと、災害発生時をはじめとする各種事案対応の拠点として、休みなく稼働していることから、施設には高い信頼性と技術的に確立した設備機器を採用しております。

続きまして、入札参加資格につきましては、記載のとおりでございます。そのほか、指名停止中ではないこと、あるいは社会保険等の加入など参加要件としてございます。

その次の入札参加資格設定の経緯及び理由でございます。

こちらは、茨城県警察本部建設工事請負業者選定基準に基づきまして、信用度、工事実

績、地理的条件、技術者の状況等を考慮して、要件を設定してございます。地理的要件としましては、茨城県内に主たる営業所（本店）があること、信用度として、管工事について、令和3・4年度、茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登載された格付がA等級であること。工事の実績としましては、管工事について、令和4年茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登載されました年間の平均完成工事高が、予定価格、税抜きで1億6,830万円以上であること。技術者の状況としましては、1級管工事施工管理技士または2級管工事施工管理技士の資格を有するなど、管工事について建設業法第26条に規定する監理技術者または主任技術者を配置できることを要件として設定しております。これらの要件を設定しまして、当該工事の応札可能業者数は90者でございました。入札参加資格確認申請者数は8者になっておりまして、入札参加資格確認の結果、8者全て参加資格を有してございました。

契約金額は記載のとおり、1億7,031万3,000円でございます。

次に、一番下の記載になります。入札の経緯及び結果についてです。

申請のありました8者全て入札に参加しておりまして、掲載のとおり、×××が落札しております。

予定価格が、税抜き1億6,830万円に対しまして、落札額は1億5,483万円でした。落札率91.99%となっております。

なお、落札の決定につきましては、次のページ、2ページをご覧ください。

入札結果登録という資料でございます。

開札の結果、最低応札者の札が調査基準価格1億5,371万円を下回っておりましたので、当該事業者に対しまして、低入札調査を行いました。調査表の提出を求め、ヒアリングを実施したところでございます。

17ページをご覧いただきたいと思っております。

その低入札調査の結果を17ページ用意してございます。

ヒアリングの結果、低入札価格調査判断基準に照らしまして、入札時に提出された工事費内訳書と低入札調査のために提出されました各種調査表の記載内容が整合していないこと、これが確認されたものですから、契約の内容に適合した履行がされないおそれがある者とみなしまして、最低応札者を失格といたしました。よって、次に低い金額で入札した者が落札候補者となるわけなのですけれども、また2ページのほうへお戻りいただきたいと思っております。入札結果登録でございます。こちらのとおりに、本件の入札では、次の順番、金額が同じ3者ございました。3者とも予定価格以下、かつ調査基準価格以上でありましたので、くじ引きより落札者を決定したものでございます。

××課からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○委員

ありがとうございました。では、ただいまの説明につきまして、委員の皆様から、質問、ご意見等ございましたら、よろしく申し上げます。

特にないのですか。

いつも皆様と同じような質問をして恐縮なのですが、この入札の2ページですか、8者というの、90者ありますからあれなのですけれども、8者というのなかなかの応札数だと思っているのですが、例によってかなり横並びで、同じ数字で低落札率、落札率は

91%からもありますけれども、それでも比較的lowのあれになっていまして、皆様のほうからは分からないのかもしれないのですけれども、こういう形になる原因というのですか、ちょっと不思議な横並びだなどという気がするのですが、利益を度外視してやるにしても、これ3者横並びで、かつ1者は失格、何か最初の見積りの段階とか、そういうところで何かあるのかなど。原因というのですかね、皆さんがこれで利益があると思って落札してくるのでしょうから、そう条件の設定というか、価格の設定とか、その原因というのは、あまり心当たりはないでしょうか。こういう横並びで金額がぎりぎりであるというのは。

○説明者

今回、機械設備の工事でございますけれども、その他建設であったり、電気関係の工事がございます、その都度、これ低い、ぎりぎりといいますか、低いような結果もございますし、場合によっては、なかなか落札できないというようなケースもございますので、一概にこれがどうのというのは、正直分かりかねるところがございます。

○委員

珍しいことではないのですね、こういう形になるのはね。

○説明者

ほかには、そういうケース、契約、工事内容によってはございますし、珍しいということではないですね。

○委員

予定価格の設定上の問題というのは、特にない。

○説明者

はい、単価の設定なども、もともと国土交通省から来ております単価なども、あるいはいろいろな資料など、公のものを使っておりますので、そういうことはないと思います。

○委員

分かりました。

ほかにございませんか。

○委員

私、警察署になじみがないものですから、平面図ですが、これはあまり、平面図自身は、秘匿的な内容ではないのですか。

○説明者

こちら、応札の方につきましては、こちら貸出しをしまして、終わった後返してもらっております。ご案内のとおり、あまり関係者は最低限の方に見ていただくという方式を取っております。

○委員

私みたいな部外者は、見れないですね。

○説明者

あまり保安上の問題もございますので、公務員の皆さんは、それらのルールがあると思いますので、何分よろしくお願いたします。

○委員

では、13番目の1者応札の案件の部分で、××の警察署の改修工事のご説明いただければと思います。

○説明者

承知いたしました。それでは、××警察署の改修工事の関係でございます。

こちら、1者応札調査表に沿ってご説明させていただきたいと思っております。

部局、警察本部、発注課所、××課、工事名、××警察署改修工事となっております。

工事の内容につきましては、こちら、現在の××警察署、先ほど追加で資料を配付させていただきました簡単な案内図でございます。こちらから行きますと、免許センターの脇の通りをずっと真っすぐ南にそのまま真っすぐ行って、飯名という交差点を過ぎた右側に、赤い丸のところでございます。こちら昭和41年度に建設されまして、築後50年以上、60年近く経過しておりまして、庁舎の老朽化が進んでいたことから、庁舎の長寿命化を目的としまして、建物の内外装の改修、電気設備改修や空調等各設備の更新を実施したものでございます。一言で申し上げますと、骨組み、躯体、それだけを残して、その他全部を改修したという工事でございます。

本件工事は、合計3回公告するという形になっております。初回の公告日が、令和3年10月7日、応札可能業者数は137者となります。初回の公告では、応札者がいなかったことから不調ということになりました。

2回目につきましては、こちらちょっと記載はございませんが、公告日、令和3年11月4日、初回の公告から変更しました競争参加資格につきましては、要件のうち、年間平均完成工事高の金額、こちらを税抜き1億6,500万円以上から1億円以上ということで、金額を下げました。それで応札可能者数は144者、プラス7者と僅かではございますが、参加業者数の拡大を図ってございます。この2回目の公告では、応札者が1者のみということで、こちら不調ということになりました。1者応札の原因として推察されますのは、私ども警察施設の改修工事という特殊性から、業者に敬遠をされたのではなかろうかというふうを考えてございます。

3回目、その下のほうに記載がございまして、3回目の状況でございます。3回目の公告日は、令和3年12月2日、2回目の公告からは、競争参加資格の変更は行っておりません。応札可能業者数は同じく144者となっております。競争参加資格の確認申請者は1名、応札者1名ということでございます。

再公告となったことにより、事業の進捗に与えた影響でございますけれども、当初の工期では、年度内完成という予定でありましたが、次年度への完成時期が延長されたということによりまして、改修後の警察署運用開始に遅れを生じさせてしまったということになります。

××課からは以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員

ありがとうございます。では、委員の先生方から、ご質問とかございましたら、よろしく願います。

どうぞ。

○委員

1者応札の原因分析について、ただいま警察施設の特殊性ということをご説明いただいたのですが、この1件前の同じく警察署のほうについて、入札参加8者もあったということですが、それは、工事の種類が違うということなのですか。

○説明者

先ほどの、設備工事という言葉、確かに同じく特殊な特性というのはあるかと思うのですが、今回は改修ということで、どうしてももともとある、もともと狭隘化が問題であった警察署の敷地内に、仮設の庁舎を建てたり、どうしてもやはり、そういう特殊などうか、そういう意味での特殊性というのもございまして、新たに広いところに、自由にいろいろな資材置き場を確保できるという状況を確保できなかったということもあるかなというふうに考えております。

○委員

この改修工事は、今、仮設を建ててというお話でしたけれども、もともとのこの本体の業務がストップして、中の改修工事を一斉にやったということなののでしょうか。それとも、部分的に使いながら、工区分けをして、工事を順番にやっていったというような形なののでしょうか。

○説明者

××の工事につきましては、仮設に全機能を移転といいますか、一時的に移転しまして、一斉に先ほど申し上げました、本当に骨組みだけ、スケルトンなんて言ったりしますが、そういう形にして一斉に工事をさせていただいております。ですから、警察でするので、機能は365日24時間、運営させていただいております。

○委員

そうすると、工事としては、割合やりやすいと思うのですね。いろいろ考えながら、この時間はここには入れないとか、何曜日はここが使えないとか、そういう考慮なくて工事はできると思うのですけれども、特殊性とは、どの辺の話を想定されていらっしゃるのでしょうか。

○説明者

確かに、そういう委員ご指摘のとおり、一部分ずつ移動する、非常にやはりそこは特性といいますか、大変なものですから、今回は全体をということで行ったのですけれども、どうしても、電気、通信、全てのインフラをそのまま今あるところで、そこに支障がないように、同じ敷地内で、骨組みだけ残したということでお話ししたのですけれども、電気とかそのまま、今まで来ていた東電なら東電の電気をそのまま分けて使ったり、通信設備もそこから分岐して使うものですから、何か間違っ、その電源をショートさせて落とすとか、そういうことが一切許されないといいますか、そういう状況がありまして、そういうのは、作業する方にとっては、神経を使うところ、やりにくいのかなというふうに推測しております。

○委員

今回は××警察署の改修工事ということですが、ほかの警察署も同じように改修工事されてきたと思うのですね。そのときは、応札業者というのは、どんな感じだったのでしょうか。

○説明者

実は、この長寿命化のためのこの大規模な躯体だけを残した工事というのは、本件が初めてでございまして、これを参考に、次に生かしていきたいなというふうに思っております。

○委員

ありがとうございました。

○委員

結構面倒くさい工事だというようなことなのかもしれないのですけれども、それに見合った予算が設定されているのではないかなというふうには思うのですけれども、それでも応札が少ないというのは、業者側として、何か魅力がないということにつながるのでしょうか。でないと、またほかのところでも同じようなことが結局繰り返されるような気がするのですが、いかがでしょうか。

○説明者

一般的な話にはなってしまいますが、比較的今までの工事の入札なんかを見ますと、改修工事というのは、比較的人気がないといえますか、あまり、どう言ったらいいのでしょうか、儲けが少なめなのかなと。ただ、こちら警察本部としましても、やみくもに単価を上げるとか、そういうこともできませんので、通常どおりきちんとした設計をしております、そういうところがちょっと難しいなというのは感じておりますが、今後も、改修というものも考えられますので、できるところは見直して行って、少しでも広い敷地を確保するとか、できるところを対応していきたいというふうに考えてございます。

○委員

ほかには。

なるべく1者応札はないほうがいいなと思っておりまして、3回目とその2回目と変えたのは、年間平均完成工事高を変えられて、さっき同じ方が応札したとおっしゃってましたよね。何か、こんなこと言うとあれなのですが、どこかもうちょっとこう改善して、応札者をこうやれば増やせるのではないかなということは、何かお考えになっていることはありますか。ほかの条件を何か変えてという、それはなかなか難しいですか。

○説明者

今回のケースにつきましても、工事の金額、規模から行きますと、全く基準、完成工事高の基準を1億円としましたが、撤廃するとか、あるいは、格付もございしますが、S、Aとございしますが、では、それをBにしてはどうかというところ、いろいろ検討はしておりますが、やはりきちんとした形、できている格付でありますので、ぎりぎりというところであれば、検討の余地はあろうかと思いますが、そこら辺は、難しいかなというのが今回の工事のケースの判断でございします。

○委員

ほかには。なければ、この13番が終われば、これで終わりということで。どうもありがとうございました。

それでは、14番のほうで、××所さんのほうから、1者応札案件で、ご説明いただければと思います。

○説明者

では、また引き続き、よろしくお願いたします。

最初に、完成図の護岸新設工事ということなのですけれども、位置図が4ページにございますので、そちらを見ていただいて、先ほどの舗装修繕の場所が、大体右の上のほう、



国道××号と××線の辺りなのですけれども、それからすると、左下のほうになって、××川が縦に走っているのですけれども、東西に××線、黄色い、これ県道なのですけれども、そちらがあるとところのちょうど下流、下側、南側というか、そこが工事現場になります。

どんな工事をやったかというか、やっているかという、今、これまだ、やっている途中なので、どういう工事かという、写真が、6ページ、7ページ、8ページとあるのですけれども、ちょうど7ページ目なんか分かりやすいのですけれども、今までブロックとかなかった、護岸とかがなかったところに、既成の工場で作られたブロックを積み上げるという工事をやっているというものです。

改めて説明をさせていただきます。1ページ目をご覧ください。

審議案件は14番です。××所発注の河川護岸新設工事についてご説明いたします。

1ページ目です。

入札方式は、一般競争入札で総合評価方式です。

工事名は、国補×××号、河川護岸新設工事。

工事内容としましては、先ほどの××川において、堤防を補強するため護岸162メートルを新設する工事でございます。護岸の形式としましては、既成の工場で作成された大型ブロックを積み上げるものでございます。

当初発注の公告日は令和3年9月30日、入札開札予定日は10月25日、応札可能業者数につきましては、当初38者を確認しておりました。申込み時は、4者からの申込みがありましたが、開札したところ、うち3者が辞退し、結果として1者応札となり、不調となりました。

1者応札の原因分析といたしましては、4者のうち3者が、技術者の配置の関係で辞退したためと考えております。技術者が配置できなかったということだと考えております。

そこで、公告時期をずらしまして、さらに参加資格を変更いたしまして、改めて再公告を行いました。再公告日は令和3年12月24日、クリスマスイブ、入札開札日は令和4年1月26日でした。競争参加資格につきましては、類似工事の施工実績について、当初、護岸新設工事とするとしていたものを再公告においては、護岸新設工事またはコンクリート構造物工事とするとしていたしました。この資格要件における応札可能業者数といたしましては、45者を確認したところでございます。そして、開札の結果、応札者数としましては4者ございました。

再公告となったことにより、事業の進捗に与えた影響についてでございます。

河川の工事というのは、非出水期、あと出水期と2つあるのですけれども、非出水期、大雨が、雨が降らない時期、ちょうど11月から、翌年の5月までの7か月あるのですけれども、この期間に、通常は原則限定して工事を実施いたしますので、今回のように、再公告となって発注が遅れると、工期的にすごい厳しい制約が生じることになります。そのほか、当然、竣工そのものが遅れます。出水期を、今まで次の年の5月までには終わるということで設定したのですけれども、そこには終わらないということになりますので、雨の期間については、一旦工事をやめます。やめる関係があつて、工期がさっきの7か月ですから、5か月は基本的にやらないということになりますので、その分、工期が伸びます。ということで、竣工そのものが遅れるということの影響が生じます。

簡単でございますけれども、説明はまず以上でございます。ご審議のほどよろしく願  
いします。

○委員

ただいまの説明につきまして、委員の皆様から、ご質問、ご意見等ございましたら、よ  
ろしく願います。

○委員

ストーリーを教えてくださいたいと思うのですが、まず最初にやって、それで4  
者応札があったのだけれども、入札の段階で3者が技術者が理由でいなくなって、結果と  
して1者応札になってしまった。1者応札になったので、もう一遍再公告したという話な  
のですか。

○説明者

そうです。

○委員

そのときは、4者応札だったと。

○説明者

そのときは、5者申込みがありました。応札してきたのは、そのうちの4者です。

○委員

そうしますと、1者応札で、1者しかいないから、それでしょうがないねと済ますとき  
と、再公告する場合もあるということなのですか。どういう感じなのですか。

○説明者

1者応札の場合は、一応今の原則上、そこでは決めない、再公告する。

○委員

分かりました。あと、最初のときに、3者が技術者の関係で降りたということなの  
ですが、事前にこういう技術が必要だというのは、分からないものなのですか。こうい  
う技術が必要だということは。

○説明者

技術者が必要だということを分かった上で、当初の段階で、30者が一応いるというこ  
とで確認して、公告しているわけです。

○委員

でも、応札したときに、やっぱり技術者がいませんでしたという話なのですね。

○説明者

そうです。

○委員

分かりました。

○説明者

すみません、38者ですね。最初38者、一応、技術者はいるということで。

○委員

ほかには。

どうぞ。

○委員

繰り返さないためにはどうするのかということだと思っておりますけれども、この技術者の配置の関係というのは、たまたまこの時期がそういうことだったということなのですかね。今後は、あまりそういうことは想定はされないのですか。それとも、やはりそういうこともあるので、今回みたいに再公告で少し緩和してやらないといけないということになるのか、お考えをお聞かせいただきたい。

○説明者

すごくいい質問をありがとうございます。河川、先ほどお話ししましたように、基本的に河川は、非出水期、11月から5月までということで、なるべく完結させたいという気持ちがある。気持ちというか、そういうことで設計いたします。なので、それに間に合う形で、ということは、大体やっぱり8月、9月中ぐらいには、公告というか、発注手続を取って、10月から11月、10月ぐらいに予算決まっていたら、1か月ぐらいを準備期間において現場に入ってもらいたいというのが、多分セオリーだと考えています。なので、これにのっとるようにやろうと思うと、大体上半期の発注でちょうどみんないろいろな発注者がいろいろな発注をしていきますので、ちょうどそれにかかってくるのですよね。なので、どうしても先ほどお話ししたように、技術者が手薄になってしまうという時期にちょうど当たってしまうというのが、今回の工事、大体河川の工事、こういうストーリーでやろうと思うところになってしまうと考えています。

○委員

それで、それを繰り返さないために、例えば、この再公告で、方策というか、決まった業者が、類似工事のところで緩和したところで、初めてここで実績を積んで、次にまたそういうことに対してトライできるようなというような展開になっていかなかったのですか。

○説明者

私たちからすると、例えば、1者であっても、さっきの再公告、そういうストーリーに私たちとしては、なるべくだったらしたくないのですよね。例えば、ゼロになってしまうとしようがないと思っているのですけれども、1者でも者があれば、できれば、その者に取ってもらって工事をやってほしいと考えております。

なぜかという、私たち、河川管理をしている者なのです。そうすると、さっき写真見ていただいたとおりで、そこに子供たちが落ちこちてしまったりしたら、それで私たちの責任が問われるわけです。だったら早いうち、次の出水期をまたいで工事なんかやらないで、その最初の非出水期の間で、現在、今工事をやっているのですよ。でも、もともとその1者の応札であっても、その1者に落札させていただければ、もう今工事が終わっているのです。そうすると、もう河川管理者としては、安全性が保てるのです。なので、できれば我々としては、2者以上いなければいけないとかという、そういうことではなくて、1者であっても、ゼロだったら、それどうしようもないのですけれども、1者であっても、落札させていただければ、こんなに長く工期がかからなくて済んで、実はお金、労務費なんか少し余計にかかったり、設計を再公告したことで、労務単価がその段階でちょっと変わったりして、何十万円も上がったりしているのです。なので、そういう税金の無駄使いをしないということもありますし、できれば、最初の段階で、1者でもいれば、落札させてもらって、安全な現場、地域をつくれればいいなと私は思っています。

○委員

つまり伺っていると、こういうことですよ。1者応札の原因の中に、技術者の不足があり、しかし、発注としては、適切な時期というのがあって、どうしても発注が重なってしまう。ということは、なかなか1者応札を避けがたい状況があると。だからといって、この再公告をすれば、大きな工期が遅れとか、費用の増加が見込まれる。したがって、やっぱりその先ほどあった1者応札だということになりますかね、そうすると。

今回ちょっと時期をずらして、公告をしていただいたというのは、その1者応札のさっきの避けがたい事象である技術者の不備ですね、その人数の不足という原因を取り除くためのちょっと苦肉の策で、ぎりぎりのところということですかね。

○説明者

そうです。

○委員

ほかに何か、ご意見、質問とか。

どうぞ。

○委員

確認ですけれども、1回目のときの申請の4者、それと再公告で応札した4者というのは同じなのですか。

○説明者

同じです。

○委員

ということは、公告というか、それが3か月ほど延ばしたことで、その会社内の技術者不足が解消されたという結果なのでしょうか。

○説明者

全部が全部同じ業者ではないのですけれども、何者かは、入札に参加していただいているので、それは社内的に、ほかの現場が終わってやっていける状態になったということだと思います。

○委員

ほかには、もしなければ、本日の審議案件は、これで終わりいたします。どうもありがとうございました。

○説明者

どうもありがとうございました。

○委員

それでは、1者応札の今後の取扱いについて、ちょっと審議したいと思いますので、事務局のほうからご説明をお願いします。

○説明者

それでは、事務局のほうからご説明をさせていただきます。

本日、委員の先生方にお配りしました資料です。1者応札の今後の取扱いについて(案)というものと、それから、××委員のご意見ということで、それぞれ1枚の資料をお配りさせていただいております。

先ほど来、1者応札については、いろいろご議論をいただいているところですが、

前回の会議で、1者応札の現状と課題についてご説明をさせていただき、ご審議をいただいたところです。また、本日、先ほど、個別の事案を2つ抽出しまして、ご審議をいただいたところです。

1者応札の今後の取扱いについて、案のほうを見ていただきまして、前回の審議、それから、ただいまの審議の中で、やはり1者応札で無効、入札を無効とした場合、再度公告が必要となって、事業の遅延が生じていると、そういった課題がございました。

そこで、事務局としては、こういった状況を踏まえまして、2ポツ目以下なのですが、令和5年度以降の取扱いについて、これからご説明するような形で実施したいと考えております。

2ポツ目の下のところ、表になってございますけれども、丸は有効、無効はバツというふうにお示しをさせていただいております。

今回、令和5年度以降から、取扱いを変更していく部分について、太字で囲っている部分です。地域要件としては、県内本店業者のみ。業種としては格付5業種、それで、その次からですが、応札可能業者数が30者以上の場合に限っては、これ今現行は、バツで無効ですが、令和5年度以降は丸、有効にできればと考えております。なお、その下の30者未満につきましては、従来どおりバツということで無効ということで、繰り返しになりますけれども、応札可能業者数が30者以上の場合に限り、令和5年度以降は有効というような取扱いにできればと考えております。

3つ目のポツですが、ただ一方で、前回の会議でも、競争性を適切に確保することが前提であるというご意見をいただいておりますので、前回の会議でもご説明を差し上げました会計検査院が、1者応札に関して示している要件がございまして、3要件ございまして、1つ目、公告が、事業者等に等しく周知できるような方法により十分な期間確保されていること。それから、②番、入札参加要件が必要最小限であり、具体的かつ明確であること。③番としまして、特定の製品名等を記載しないなど、中立的な内容であることといったこの3要件、こういったものを十分に留意した上で発注をしていくことにしたいと思っております。

それから、個別事案の審議の中でも、やはり委員からもございましたけれども、1者応札はないほうが良いというお話がございましたので、1者応札の発生を防止するために、以下の3つの対策を講じてまいりたいと考えております。

まず、1番目ですが、先ほど、××所でありました技術者の不足、これに対しては、やはり特定の時期に発注が集中するといったことは、技術者不足の原因になっていることですので、これは、今、国でも、私ども県でも、取り組んでいるのですが、施工時期の平準化といたしまして、建設業、今、繁閑の差が非常に激しいということで、これが働き方改革の阻害要因になったり、人が集まらないといった要因にもなっております。それから、1者応札についてもしかりなのですが、こういった施工時期の平準化をさらに推進して、1者応札の発生を防止するといったことにつなげてまいりたいと考えております。

それから、②番ですが、先ほど、魅力がないのではないかと、発注案件に魅力がないのではないかとといったご意見もございました。端的に申しますと、予定価格と乖離があるのではないかと課題かと思っております。なので、やはりここは、1者応札がなるべく

発生しないように、最新の資材単価でありますとか、労務費なんかを適切に積算に反映させるといった取組を進めていきたいと考えております。

それから、③につきましては、これ、以前、委員のほうから、土木部以外の、例えば、教育庁の発注する案件なんかは、公共工事の土木部、農林部、企業局と同じサイトで、入札公告が見られないのですよというようなご指摘を受けたところです。こういったことで、業者から見れば、すぐに全ての発注案件が見られるという状況に、必ずしもなっていないということで、先ほど会計検査院が示している要件の①、等しく周知できるような方向ということですので、これすぐには同じサイトで公告するということがなかなかできないのですけれども、少し工夫をしまして、土木部、農林部、企業局を見たときには、必ず教育庁のほうも見られるようにするとか、逆に教育庁を見たときには、土木部、農林部、企業局のほうも見られるようにするといった、少し工夫をしていきたいと考えております。

それから、もう1枚のほうの××委員のご意見です。今日、××委員、所用により、ご欠席なのですが、あらかじめ、今ご説明しました案につきまして、××委員に見ていただきまして、ご意見をいただいているところです。

読み上げますと、災害のリスクの増大や老朽化したインフラの増大に対応するため、事業を円滑に進めることは必要である。それから、人材不足とされる建設業界の健全な成長を促す環境整備には配慮する必要がある。1者応札が、直ちに適正ではないとは言えないというふうに考えているけれども、一方で、県民目線からすると、公平性や競争性が担保されているのかといった疑問は当然にあり得ることである。このため、公平性や競争性を適正に確保することを前提とし、それでも1者応札が発生するのであれば、その原因をきちんと検証して、対策を講じていく必要があるのではないかと。例えばということで、1者応札の原因として、特殊な工事が敬遠されるというふうな、そういった事情があると聞いているので、これも先ほどと同じですけれども、こうした案件については、建設業者にとって、魅力のある積算や仕様となるような努力をする必要があるのではないかと、そういったご意見をいただいているところです。

事務局の説明としましては以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員

ありがとうございます。では、ただいまの欠席なさっている××委員のご意見は、ここで紹介されましたが、今日ご出席の委員の皆様にもご意見をいただければと思います。どうぞ忌憚のないご意見をよろしくお願いいたします。

○委員

基本的に、××委員のご意見に賛同なのですが、私としては、応札するかしないかみたいなのは、経済的に合理性の範囲の中でやっていることなので、そこが充足されないということであれば、それを無理にやり続けるというのは、まさに愚かだと思って、結局、その公告が延びれば延びるほど、今、物価が上昇して、工事費も上昇するという流れの中で、かえって税金の無駄使い、先ほどご指摘がありましたけれども、そういうことにもつながっているというふうに思っております。

ですので、1者応札のときはやむなしということなのだけれども、ただそれをご担当の方、説明いただいたときに申し上げただけだけれども、結局その、そうなったことの説明責任をきちんと果たすというところで対応していくしかないのではないかと考えています。

というのは、公平性とかというところで、その入札制度がある中で、どうして入札されないのかというところをきちんと県民に指摘されたときに説明できるという体制が整うのであれば、そこは1者応札もやむなしということかなというふうに考えています。

私の意見としては以上です。

○委員

私がかかっているだけかもしれないですけども、土木部のほうの河川、道路のほう、最後評定点というのはつきますが、点数が。先ほど警察の建築とか機械設備とかというのは、あれは評定点、点数というのはつかないものなのですか。

○説明者

警察の方に説明していただければよかったですけれども、工事成績評定は、部ごとに定めておまして、土木部、農林水産部、企業局は同じような成績のつけ方をしているかと思うのですけれども、警察本部のほうは、必ずしも同じではないかと思えます。

○委員

というか、建築系もそういう評点がつくということなのですか。

○説明者

当然、土木部の場合はつきます。ただ、警察本部の場合は、そういう制度がない。

○委員

というよりも、私も警察とかあまり関係なく話をしているのですけれども。例えば、その耐震改修って、うちもそうなののですけれども、入札が全然なくて、工期がどんどん遅れていって、実感として分かっているのですけれども、例えば、そういうものに対しては、少し点数が甘くなるというか、付け加えるとか、ほかに何か魅力をつけていかないと、いつまでたっても同じようなことの繰り返しになるかなというふうな気がしたのです。コメントです。

○委員

どうですか。重要なことですので、ほかの委員の先生からもご発言をいただきたいと思っております。

○委員

この問題は、一方で事業の円滑な遂行という要請があって、他方で公平性や競争性ということがあって、そのバランスをどこで取るかという話なのだと思うのですけれども、今回提示していただいていた案については、過渡期といいますか、今、一定程度改善するという点では、非常にいい案だと思います。先ほど××委員がおっしゃったように、一者応札を有効とする部分がある程度拡大されるわけですから、それについて、県民から指摘があったときに、何でそういうふうになっているのかということの透明性を確保するというところが重要になってくるのかなというふうに思います。

○委員

私は、やはり1者でも応札しているのであれば、それをもう1度、これは無効だからもう1回やりましょうということの弊害を考えれば、1者応札は有効に、ある程度条件をつけた上で有効にしていっていいのだろうというふうに思っています。

それで、あと事務局のほうからの案で、1者応札を防止するため、以下の対策を講じるものとするということで、今、3つほど挙げていただいていますけれども、あと、今日の

いろいろお話を見てみると、例えば、その改修工事で、電気とか、電気の線だとか配管だとか、それが、どこに、今現在どこに隠れているのかがあまり定かでない。なので、いろいろとその工事を始めたはいいけれども、変更が増えていったという話があるように、改修工事は、とても面倒な工事だと思うのです。新築工事、××の警察署はあれだけの応札がありながら、××の改修工事はなかなか応札がないというのは、やっぱり改修工事はとても面倒な工事というふうに思います。その見えていないものまで工事をやる以上は、調査しなければいけない、設計図では分からない、設計者はもちろん入っているでしょうけれども、設計者は、掘ったり、屋根裏を点検したりということはしないままに、元の図面で多分こうなっているだろうということで設計をします。ただ、実際工事する人は、そういうわけにはいかないのです、実際どこに通っているのかを開けたり、外したり、掘ったりして、確認した上で工事するわけですね。そうになると、やっぱりあまり魅力がないのだろうな。ほかに工事があるならば、新築工事があるならば、そっちを取るというのは、やっぱりそうなるだろうと思うので、そのあたりも、少しその改修工事に魅力が出るように、また、あと既存の履歴の調査というか、適正に分かっていないと、もう後戻りみたいなこともあるし、なおさら余計面倒になってしまうなど。図面は誰が保管しているのかとか、前の工事で変更したなら変更したなりに、どういうふうにルートを変えたのかとか、そういうものがきちんと図面なりで残しておくというのは、とても大切なことだろうなというふうに聞いていました。すみません、長くなりました。

#### ○委員

ありがとうございます。私も皆様と全く同じ意見ですし、今回の今、意見をまとめますと、今回事務局から示された案につきましては、反対はないなと思います。今後、事務局におかれまして、適切に対応していただきたいと思います。

あと、ちょっとお願いなのですが、1者応札については、今後とも見守っていく必要がございますので、ここでご賛同が得られれば、今後とも1者応札につきましては、審議案件に加えていただくということをお願いするということで、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

#### ○委員

では、そういうことで、今日の審議は全て終わりとさせていただきます。あとは事務局のほうにお願いいたします。

(以下、進行など省略)